

大和高田市
第2期地域福祉計画・
地域福祉活動計画

令和8（2026）年3月

大和高田市・大和高田市社会福祉協議会

ごあいさつ

本市では、令和2年度に第1期地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定し、地域福祉の推進に努めてまいりました。このたび、昨今の社会情勢の変化に対応していくため、大和高田市第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定いたしました。



本市においても、少子高齢化や単独世帯の増加が進んでおり、「隣に誰が住んでいるか分からない」「困っていても誰にも気づいてもらえない」といった、地域のつながりの希薄化による新たな困り事が生じています。また、生活上の困り事も複雑化・複合化しており、既存の福祉サービスだけでは対応しきれない「制度の狭間の問題」が顕在化しています。介護や子育て、経済的な困窮、孤立など、複合的な課題を同時に抱える方も少なくありません。

国は、こうしたさまざまな課題に対応するため、「地域共生社会」の実現を掲げています。一人ひとりの困り事に寄り添うためには、行政の力だけでなく、地域に暮らす住民の皆さんの「つながり」が何より大切です。本計画は、「地域共生社会」の実現に向けて、住民・ボランティア・専門職・社会福祉協議会・行政が互いに協力し合い、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる仕組みづくりをどのように進めていくかを描いたものです。

今後は、包括的な支援体制の整備を進めるため、庁内の連携をさらに深めるとともに、支援者や地域の皆さんと共に、支え合いの仕組みづくりを推進してまいります。また、地域福祉推進の中核を担っていただいている大和高田市社会福祉協議会が進める「地域福祉活動計画」に加え、「成年後見制度利用促進計画」「再犯防止推進計画」「重層的支援体制整備事業実施計画」を一体的に策定することで、効果的な地域福祉の推進に取り組んでまいります。

「助け合い、支え合う 笑顔あふれる福祉をめざして～いつまでも住み続けられるまち 大和高田～」を本計画の基本理念として、住民の皆さんと一緒に、誰一人取り残さない地域づくりに全力で取り組んでまいります。皆様のご理解とご協力を、心よりお願い申し上げます。

令和8年3月

大和高田市長

大和高田市社会福祉協議会 会長

堀内 大造

委員長あいさつ

地域福祉計画策定を終えて

地域福祉関係団体に所属する関係者や高校生などを対象としたワークショップ、市民を対象とした意識調査、関係団体に対するアンケート調査、策定委員会での検討等を経て、このたび大和高田市第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画が策定されました。調査にご協力いただいた市民や関係者、ワークショップに参加いただいた方々、策定委員会委員、また策定にかかわって事務局を担当された大和高田市社会福祉課、同市社会福祉協議会の職員を含め、関係するすべての方々に御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。



さて、今回策定されたこの地域福祉計画は、社会福祉法第107条に規定がある市町村地域福祉計画です。地域福祉計画という言葉の使われ方としては、こうした市町村が策定する行政計画としての地域福祉計画といった制度的なもの、出来上がった印刷物としての計画書という物理的なもの、さらに当該地域において展開される福祉サービスや福祉活動の理念、目標、しくみなどについて、住民参加で検討するプロセスも含めた地域福祉推進方法という実践的なもの、という大きくは3つの捉え方があると思います。地域福祉の理論上は、3つ目の地域福祉推進方法として捉えることが大事であると考えますが、どの捉え方も必ずしも間違いではありません。重要なのは策定にかかわる関係者の比重の置き方であり、3つの概念のうちどこに重きを置くかで計画策定やその具体化への関わり方や姿勢が異なってくるでしょう。行政計画としての地域福祉計画の場合、行政が計画策定を法的規定がある事業・業務として行うのではなく、地域住民の参加促進や地域福祉への主体化、生活困難を抱えた当事者の自立生活支援に向けて、地域福祉計画をいかに機能させていくのかといった視点や姿勢が、行政を含めた関係者に問われてくるものと思います。

今回の計画では、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画、成年後見制度利用促進計画、再犯防止推進計画、重層的支援体制整備事業実施計画というより具体性が求められる4つの計画を包含し、一体的に策定したものとなりました。本計画の理念と方向性に基づき実践される施策や活動が実効性のあるものとして展開されることを期待してやみません。

令和8年3月

大和高田市地域福祉計画策定委員会委員長
天理大学 人文学部 教授

渡辺 一城

P1 第1章 はじめに

- p 1 1 計画策定の背景・趣旨
- p 2 2 計画策定の視点
- p 3 3 地域福祉の考え方
- p 4 4 「地域福祉計画」・「地域福祉活動計画」とは
- p 5 5 本計画に包含する関連計画
- p 7 6 計画の位置づけと期間
- p 9 7 計画の策定体制

P10 第2章 現状と課題

- p10 1 市の現状
- p18 2 アンケートから見る住民意識
- p34 3 住民ワークショップからの意見
- p36 4 計画で取り組むべき課題

P37 第3章 計画の理念と体系

- p37 1 計画の基本理念
- p38 2 計画の基本目標と施策

次

P40 第4章 施策の展開

- p40 基本目標1 認め合い、高め合う 福祉の人づくり
- p45 基本目標2 助け合い、支え合う 福祉の地域づくり
- p55 基本目標3 みんな安心 福祉のまちづくり

P67 第5章 重層的支援体制の整備

- p67 1 重層的支援体制整備事業実施の経緯
- p68 2 各事業の実施体制
- p70 3 重層的支援会議の実施

P72 第6章 計画の推進

- p72 1 協働体制による計画の推進
- p73 2 計画の評価

P74 資料編

- p74 1 用語解説
- p79 2 大和高田市地域福祉計画策定委員会規則
- p81 3 策定委員会名簿
- p82 4 策定経過

第1章 はじめに

1 計画策定の 背景・趣旨

「地域福祉」とは、こどもから大人まで地域に住む誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や事業者、社会福祉の関係者などが連携・協力し、地域における生活課題の解決に取り組む考え方です。

地域福祉を推進するためには、「自助：個人・家庭の取組」「互助：地域の取組」「共助：制度化された相互扶助の取組」「公助：行政の取組」を基本として、地域の一人ひとりが役割を果たしながら連携・協力することが大切です。

少子高齢化・人口減少社会の進行、産業構造の変化、ライフスタイルの多様化と核家族化の進行により、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能が低下し、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など分野別の対応では解決することが難しい新たな問題が多く発生しています。さらに、自然災害や感染症などの脅威や不安も高まっています。コロナ禍により社会参加の機会の減少や経済的な困窮の問題も深刻化しました。

地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要になってきており、8050問題・ダブルケア・ヤングケアラーなど多様化した福祉課題に対し、地域づくりの基盤を整え、人と地域に理解と協力の輪を広げていくことが求められています。

国においては、社会福祉法の改正により地域福祉推進における「地域生活課題」が具体的に定義され、市町村は地域住民と関係機関等との協働による包括的な支援体制づくりに努めていくこととなりました。包括的な支援体制の構築を実現するために、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、包括的かつ重層的な支援体制の充実が求められています。

こうした背景から、本市では、社会情勢や制度の変化に対応するため、令和3年3月に策定した「大和高田市第1期地域福祉計画・地域福祉活動計画」が令和7年度に終了することから、新たに「大和高田市第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

2 計画策定 の視点

国において、各自治体で地域福祉を推進する上での現状や課題として、次のような内容が示されています。

地域福祉をめぐる現状と課題

- **世帯の複合課題**
 - ・高齢の親と働いていない独身の50歳代の子が同居している世帯（いわゆる「8050問題」）
 - ・介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）
 - ・障害児の親が高齢化し介護を要する世帯
 - ・様々な課題が複合して生活が困窮している世帯
- **制度の狭間にある課題**
 - ・制度の対象外、基準外、一時的なケース
- **自ら相談に行く力がない**
 - ・頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難
 - ・社会的孤立・排除、一例である「ごみ屋敷」、地域住民から見ると「気付いていても何もできない」
- **地域の福祉力の脆弱化**
 - ・少子高齢化や人口減少の進行、自治会・町内会の加入率減少等による地域で課題を解決していくという地域力の脆弱化
- **新たな地域課題**
 - ・単身世帯の増加、賃貸住宅への入居時の保証の問題、入院時の対応や看取り、死亡後の対応等、成年後見を含め新たな生活支援の必要性

上記の現状と課題を踏まえて、平成29年（2017）年の社会福祉法の改正により、各自治体が策定する地域福祉計画について福祉関連個別計画の上位計画に位置づけるとともに、地域福祉計画において福祉関連計画の各分野における共通事項を定める必要性が示されました。

さらに、地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする地域住民が抱える多様で複合的な生活課題について、地域住民や公私の福祉関係者による把握と関係機関との連携等による解決が図られる地域福祉の方法が明記されるとともに、地域福祉計画に盛り込むべき事項が示されました。

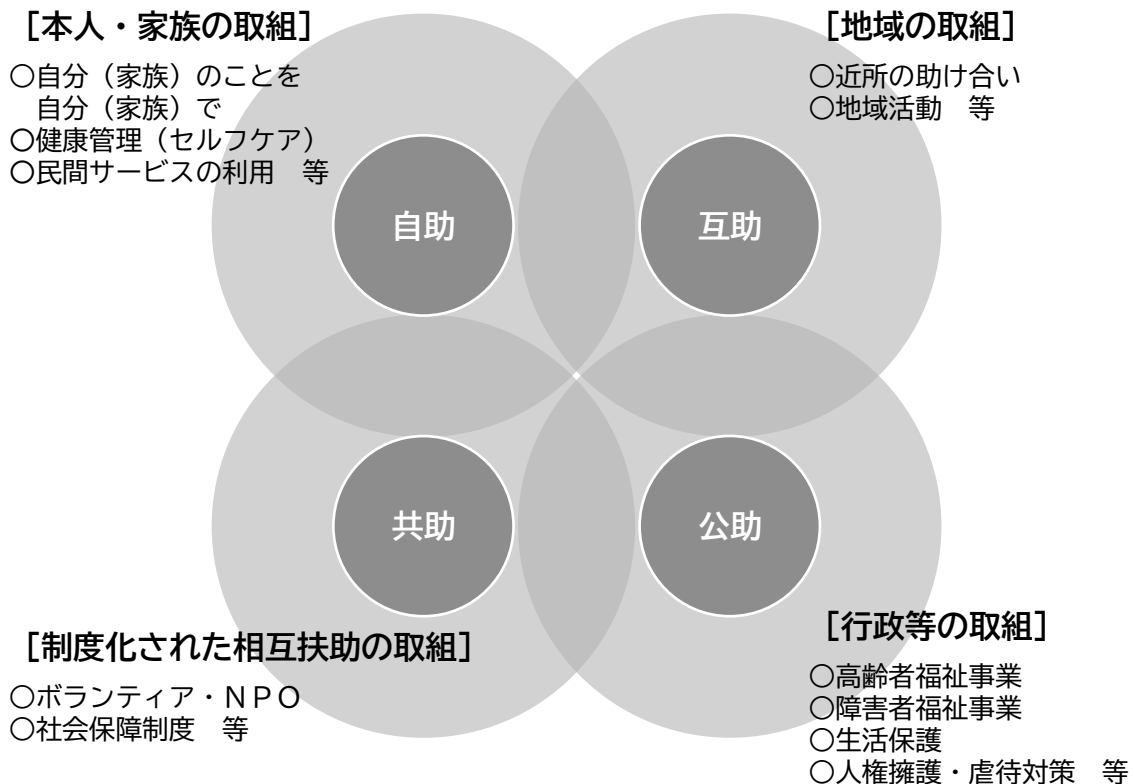
3 地域福祉の 考え方

(1) 地域福祉推進の考え方

「地域福祉」とは、それぞれの地域において、誰もが安心して暮らせるよう、地域住民や活動団体、社会福祉関係者、行政機関等が、お互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方です。

(2) 自助、互助、共助、公助の関係

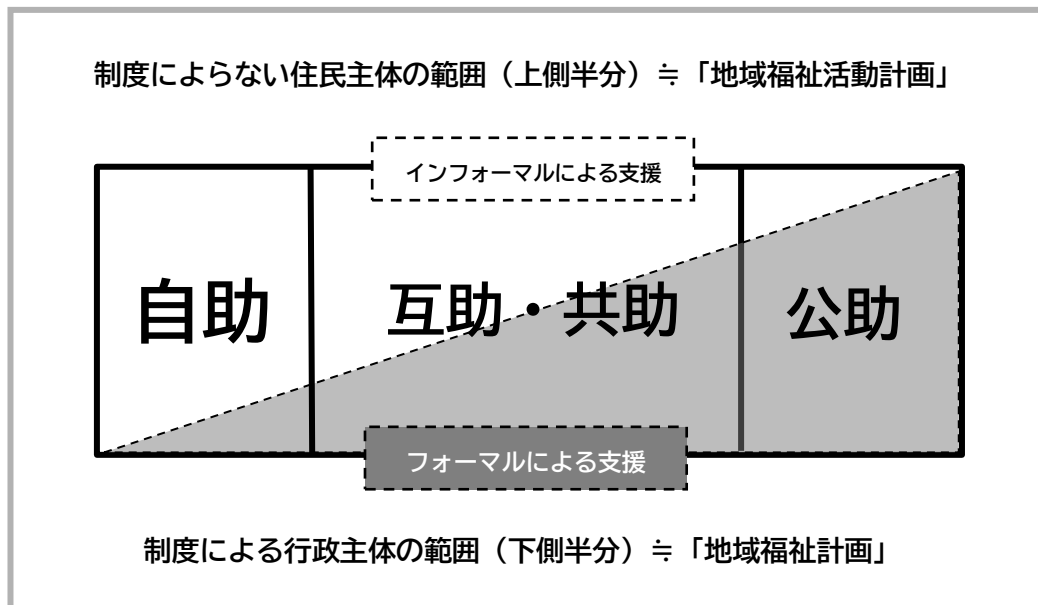
地域福祉を推進するためには、市民一人ひとりが取り組む「自助」、近所の住民や地域の団体等が取り組む「互助」、制度化された相互扶助である「共助」、行政等が取り組む「公助」を基本として、それぞれが役割を果たしながら連携・協力することが大切です。



4
「地域福祉
計画」・「地
域福祉活動
計画」とは

「地域福祉計画」とは、地域福祉を推進する仕組みをつくる計画で、市が策定します。また、「地域福祉活動計画」とは、地域福祉の推進のための実践的な活動計画として、大和高田市社会福祉協議会（以下、市社協という。）が策定します。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係性



5

本計画に 包含する 関連計画

(1) 成年後見制度利用促進計画

認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が十分でない人は、財産の管理や契約等の法律行為を行うことが難しい場合があります。成年後見制度は、こうした判断能力が十分でない人について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

しかし、成年後見制度は、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、これまで十分に活用されていませんでした。高齢化の進行に伴い、成年後見制度の重要性は一層高まることから、成年後見制度の利用の促進が求められています。

現在、国では成年後見制度をより利用しやすい制度にし、多くの人に利用してもらうことを目的として、後見人に期間を定め、「終わりのない後見」から、より柔軟に後見人の選定や交代を行うことが可能となる「終わりのある後見」に向けた制度の改正や成年後見制度以外の権利擁護支援策を充実させる成年後見制度の見直しに向けた検討をすすめています。

本市においても、認知症の人や精神障害のある方等の増加、家族のあり方の変化等を背景に、今後、成年後見制度の利用の更なる増加が見込まれることから、支援を必要とする人が適切に制度につながり、その人の権利が守られる地域づくりを目指し、引き続き「成年後見制度利用促進計画」を包含して策定します。

(2) 再犯防止推進計画

罪を犯した人の中には、出所後帰る場所がなく、安定した仕事や住居を失い、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人が多くいます。このような人の中には、地域社会とも行政ともつながることができず孤立し、必要な支援を受けることができず再び罪を犯してしまう人たちがいます。

更生保護や再犯防止施策は、刑事政策の一環として、これまで国が中心となって実施されてきましたが、犯罪や非行をした人の中には、高齢者、障害のある方、自立した生活を営むための基盤である適当な住居や就労が確保できない人など、地域において社会復帰を果たす上で継続的な支援を要する者が存在しており、それらの者が必要な住民サービス等を円滑に受けられるような配慮が求められています。他方、各地域において地道に再犯防止の活動に取り組まれている保護司をはじめとする更生保護ボランティアの人材確保も難しい局面を迎えています。

本市においても、保護司等と協力しつつ、犯罪や非行をした人が地域で孤立することなく、円滑に社会復帰するための支援を推進することで、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指すため、「再犯防止推進計画」を包含して策定します。

(3) 重層的支援体制整備事業実施計画

少子高齢・人口減少社会が到来し、支え合い機能の脆弱化や、地域の担い手不足等が進む中、地域社会の基盤の再構築も視野に入れて、対象者の属性を問わない相談支援や多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が令和3年4月より始まりました。

この事業の目標は、複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備することであり、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」を目指すものです。

本市においても、地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、従来のこども・障害・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では、制度の狭間で孤立している方への支援が困難になってきています。

そのため、地域共生社会の実現を目指し、包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含して策定します。

- ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）

上記5つの事項により、縦割りでない分野横断的な支援やサービス（居住や就労等への支援、共生型サービスの展開、分野横断的な事業の実施、虐待防止や権利擁護等）の更なる展開と、様々な分野をまたぐ複合的な課題に対して相談者や世帯の属性や年齢に関わらず受け止めて支援につなぐ包括的な相談支援体制の構築が求められています。

本市では、このような策定の視点に基づいて、これまで推進してきた福祉関連個別計画の様々な施策の共通軸を定めるとともに、地域共生社会の実現に向けて、地域住民や公私の社会福祉関係者の連携を強めて地域力を高める取組を推進します。そのため、地域の現状と課題を把握し、関係機関と情報共有しながら施策・事業を展開することとし、福祉に根ざした地域づくりと包括的な支援体制づくりを着実に推進していきます。

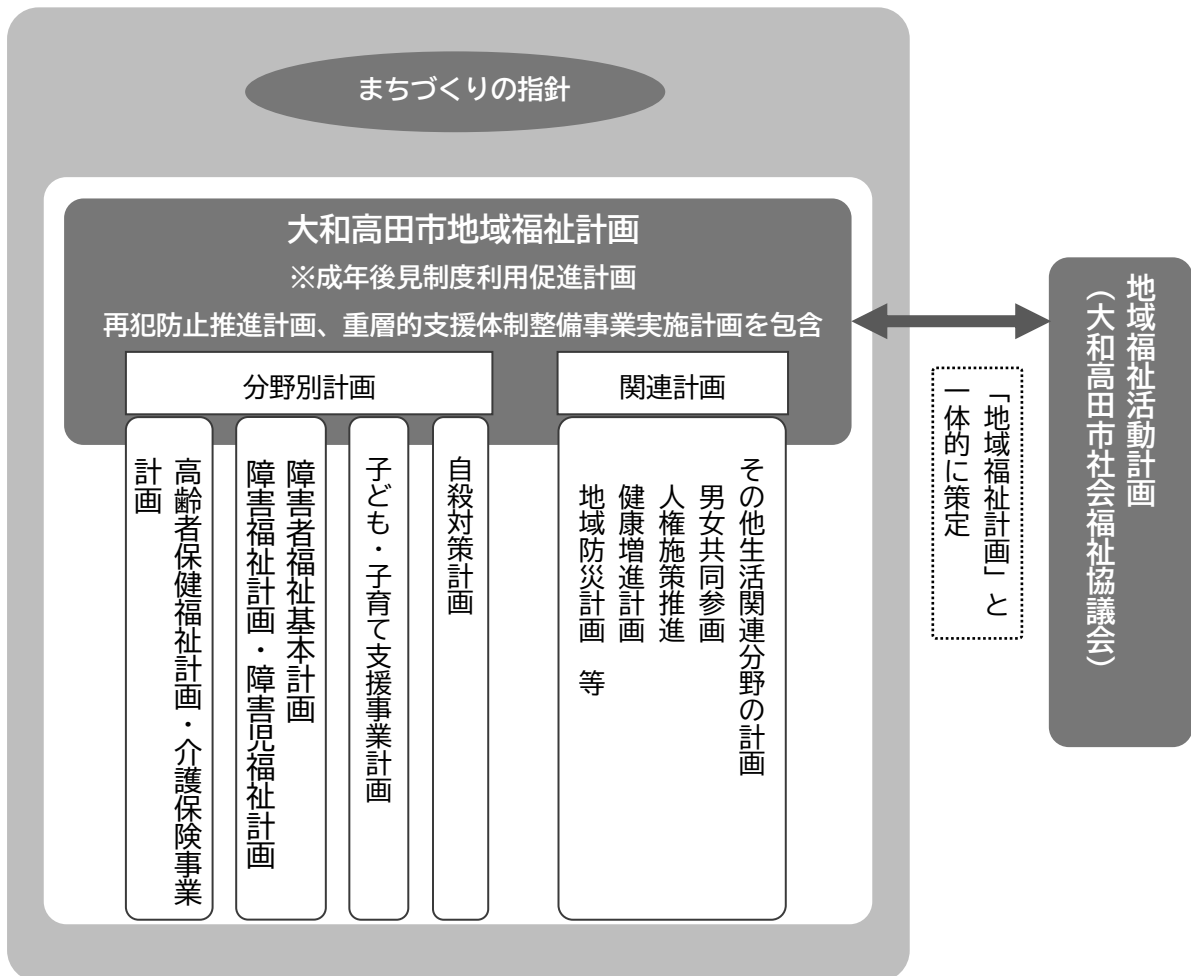
6
計画の位置
づけと期間

(1) 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画ですが、実効性の観点から、同法第109条に規定されている社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と一体的に策定します。

「地域福祉計画」は、「まちづくりの指針」等の最上位計画がめざす将来像や基本理念の達成に向けた“福祉面のまちづくり計画”であり、福祉に関する個別計画（高齢者、子ども、障害者等に関する計画）の共通軸に関する施策を体系化するものとして、福祉関連等の個別計画の上位計画として位置づけます。

本市では、「地域福祉計画」に、「地域福祉活動計画」と成年後見制度利用促進法第14条に規定する「成年後見制度利用促進計画」、再犯防止推進計画第8条に規定する「再犯防止推進計画」、社会福祉法第106条の5に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」の4つを包含し、5つの計画を一体的に策定します。



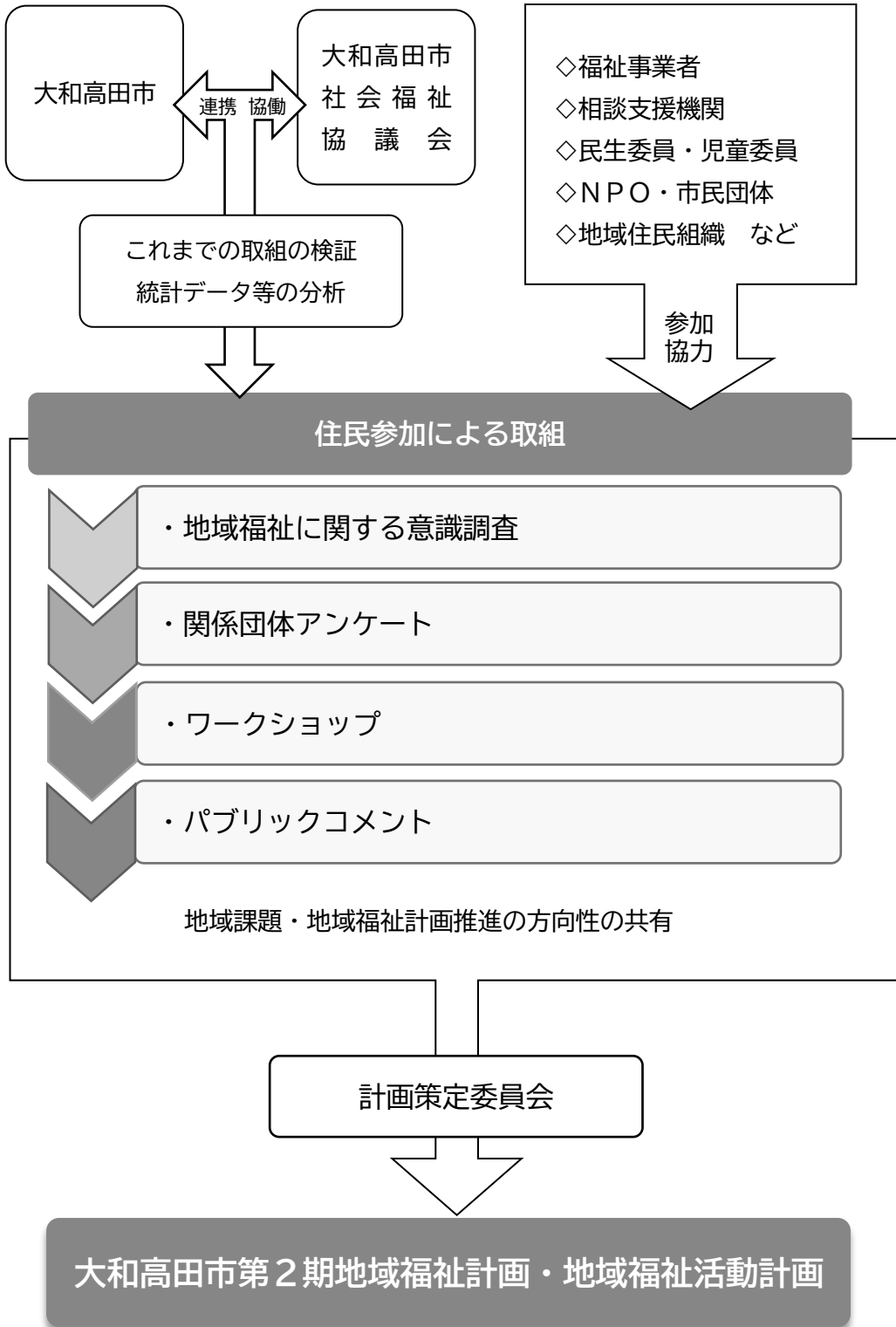
(2) 計画の期間

本計画について、計画期間を令和8（2026）年度から令和13（2031）年度までの6年間とし、取組状況を点検・精査するとともに、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年
第1期計画	「大和高田市第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画」						次期計画

**7
計画の
策定体制**

本計画の策定に当たっては、市民意識調査や関係団体調査・ワークショップを実施して市民の現状と地域課題の把握に努めるとともに、本計画策定委員会を開催して計画内容の審議を行いました。

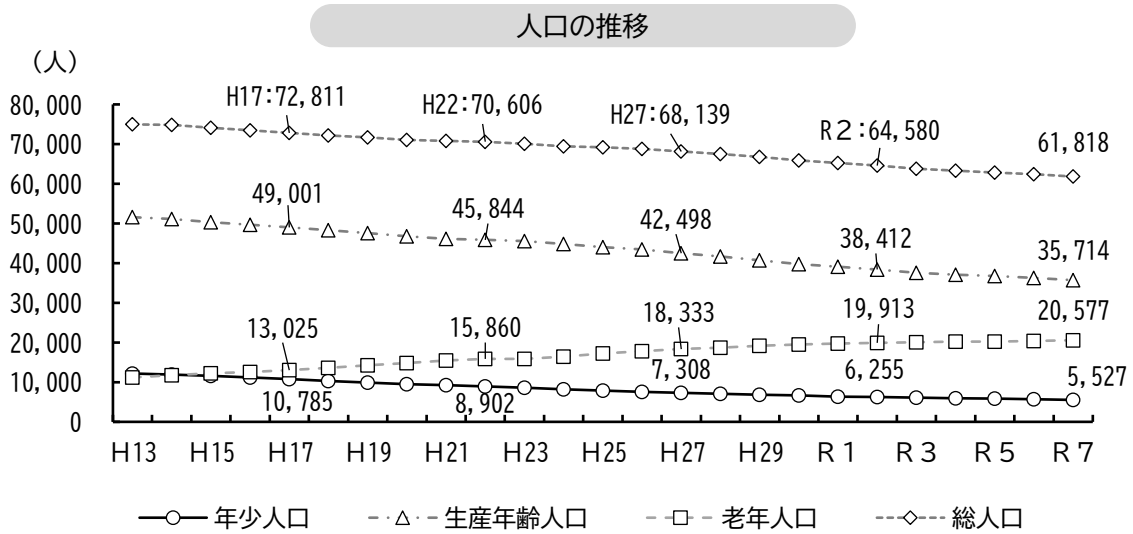


第2章 現状と課題

1 市の現状

(1) 人口の推移

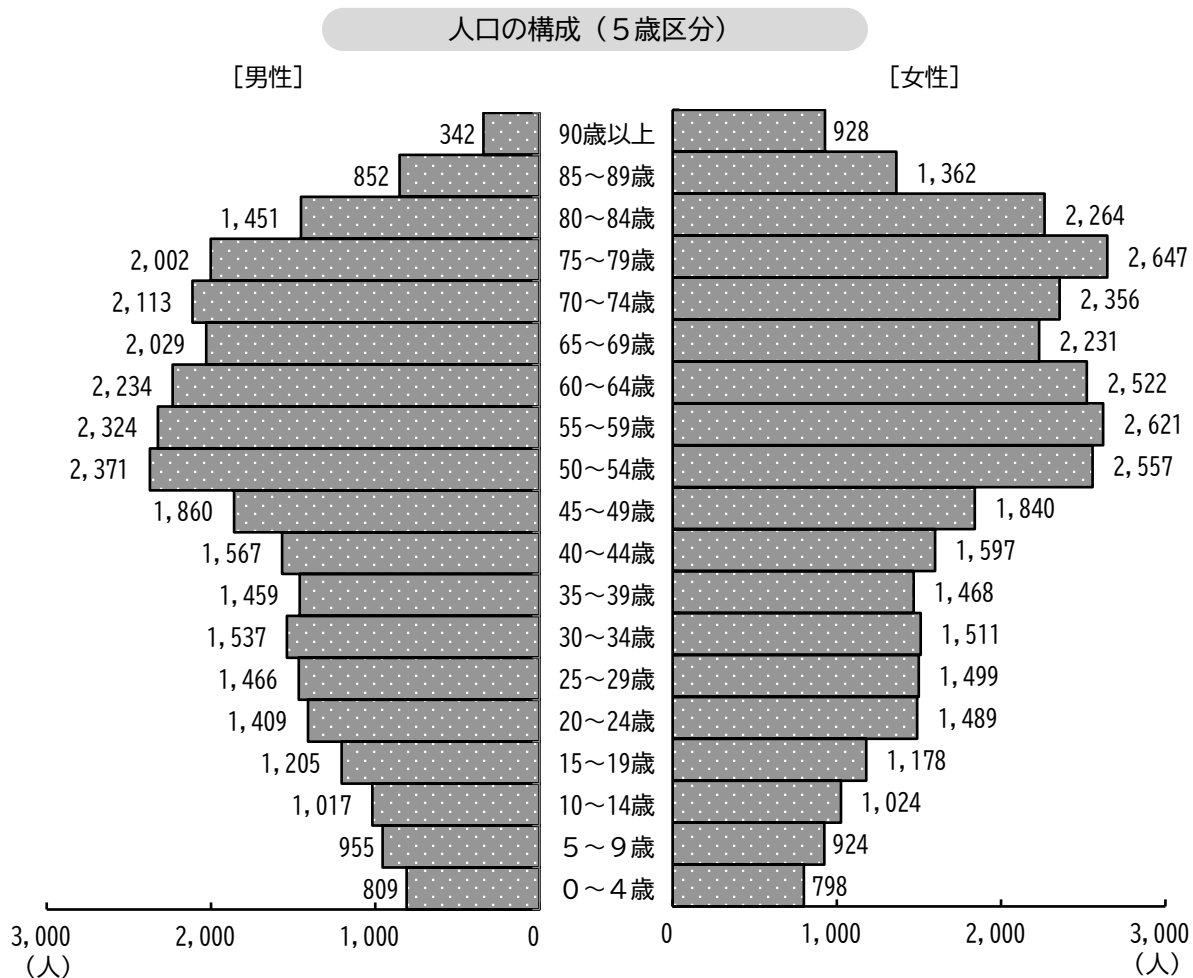
近年、総人口は減少で推移しています。また、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上～65歳未満）は減少、老年人口（65歳以上）は増加で推移しています。



※ 平成13年～平成25年は各年3月31日時点、平成26年～は各年1月1日時点
資料：総務省「住民基本台帳」

(2) 人口の構成

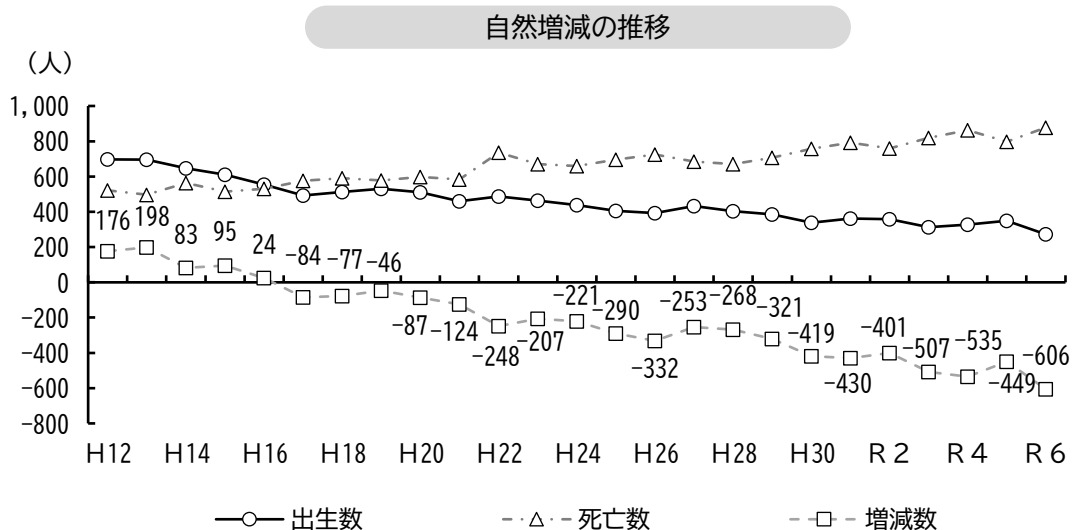
全国と比べて、男女ともに0～14歳と35～39歳の割合が低くなっています。



※ 令和7（2025）年1月1日時点
資料：総務省「住民基本台帳」

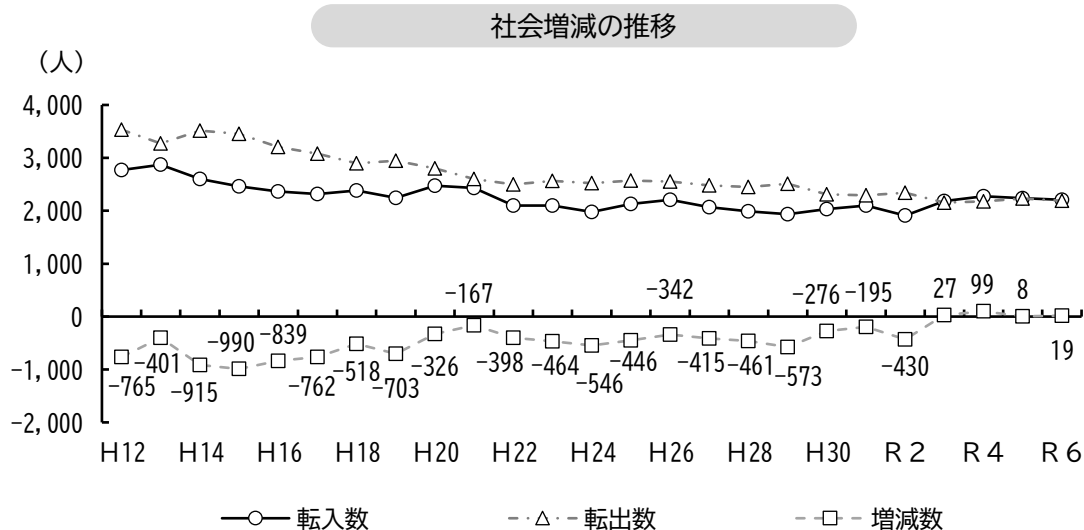
(3) 自然増減、社会増減の推移

自然増減（出生数と死亡数の差）は減少傾向で推移する一方、社会増減（転入数と転出数の差）は、近年転出入が均衡している傾向にあります。



※ 平成 12 年～平成 24 年は各年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日、平成 25 年～は各年 1 月 1 日～12 月 31 日)

資料：総務省「住民基本台帳」

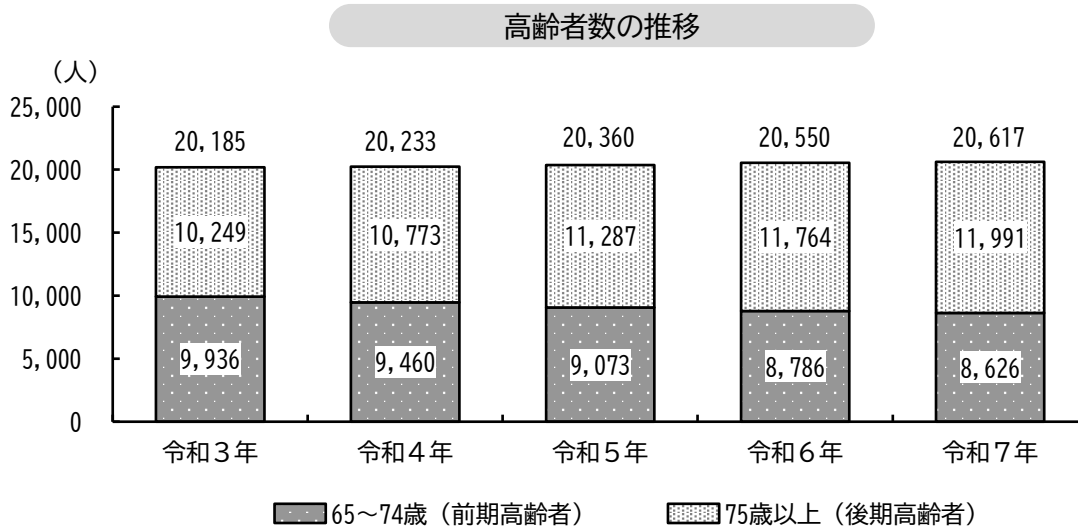


※ 平成 12 年～平成 24 年は各年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日、平成 25 年～は各年 1 月 1 日～12 月 31 日)

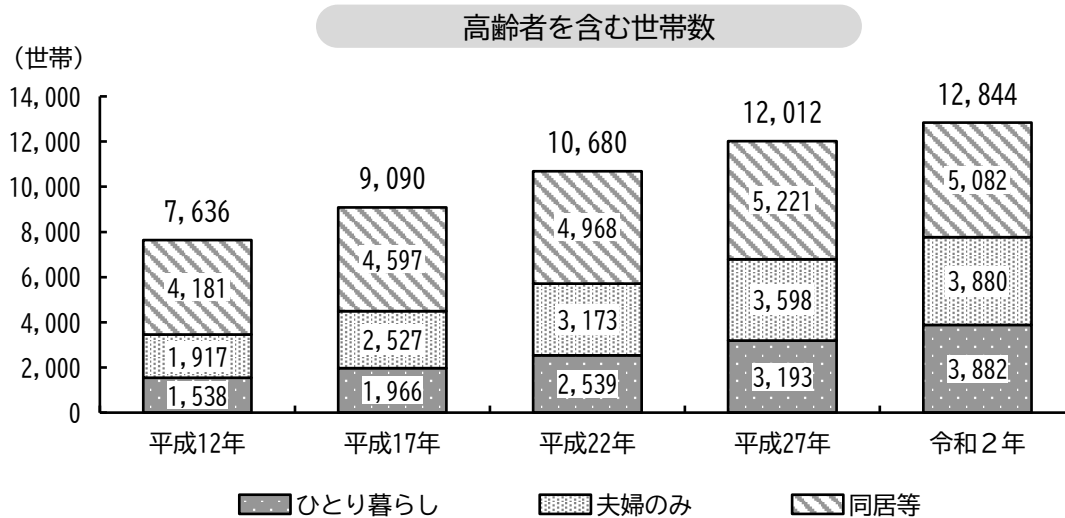
資料：総務省「住民基本台帳」

(4) 高齢者の状況

高齢者数は近年、65～74歳までの方は減少していますが、75歳以上の方は増加で推移しています。また、高齢者を含む世帯の全体数は増加傾向にあり、特に「高齢者夫婦のみの世帯」と「高齢者のひとり暮らし世帯」が増加している状況となっています。



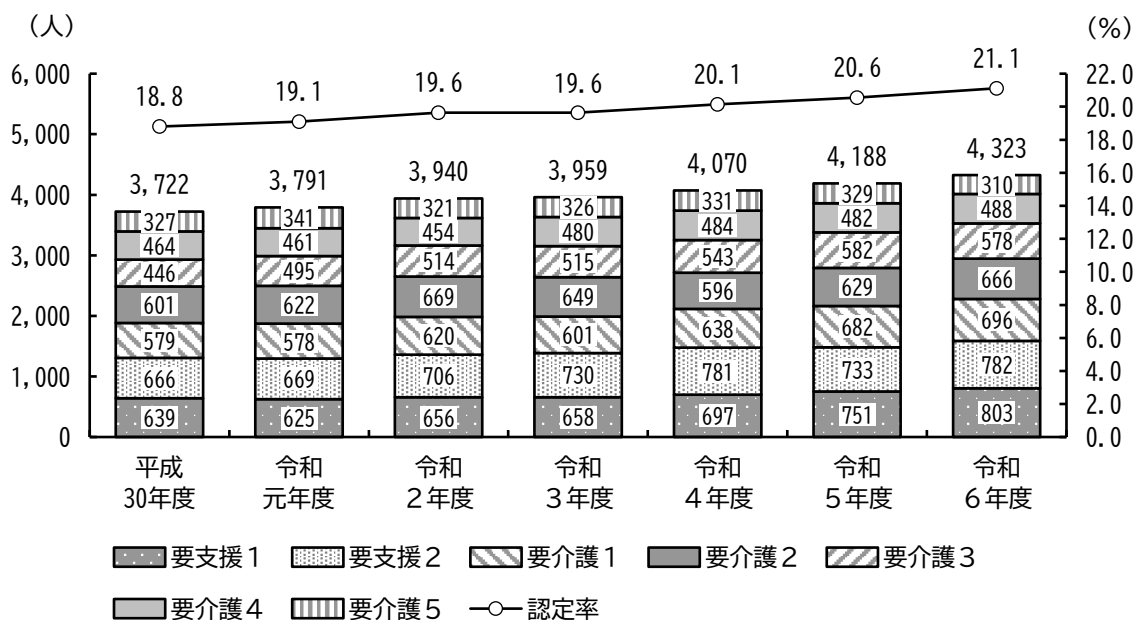
資料：総務省「住民基本台帳」（各年10月1日時点）



資料：国勢調査

要介護認定者数と認定率の推移をみると、認定者数・認定率ともに、増加傾向にあります。

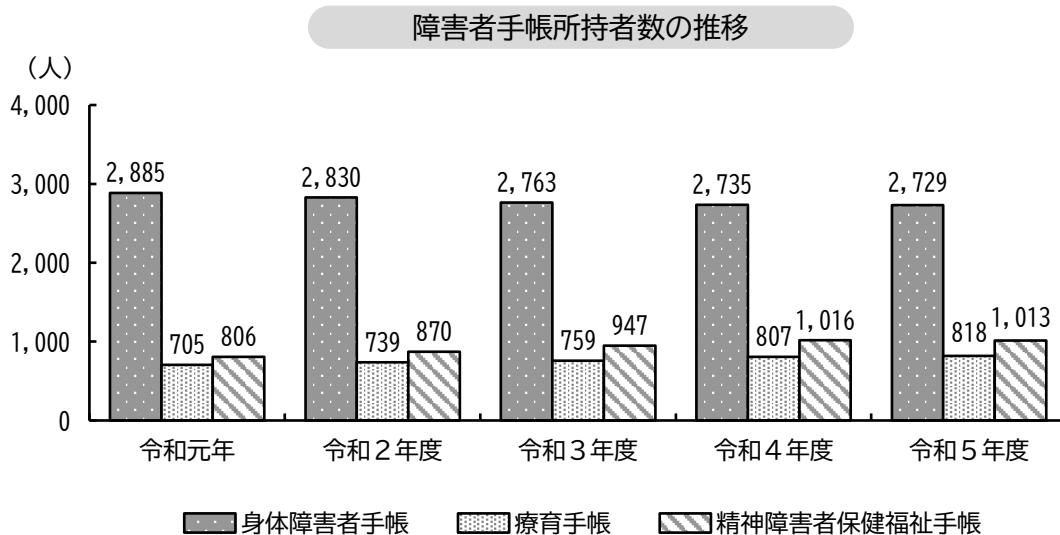
要介護認定者数・認定率の推移



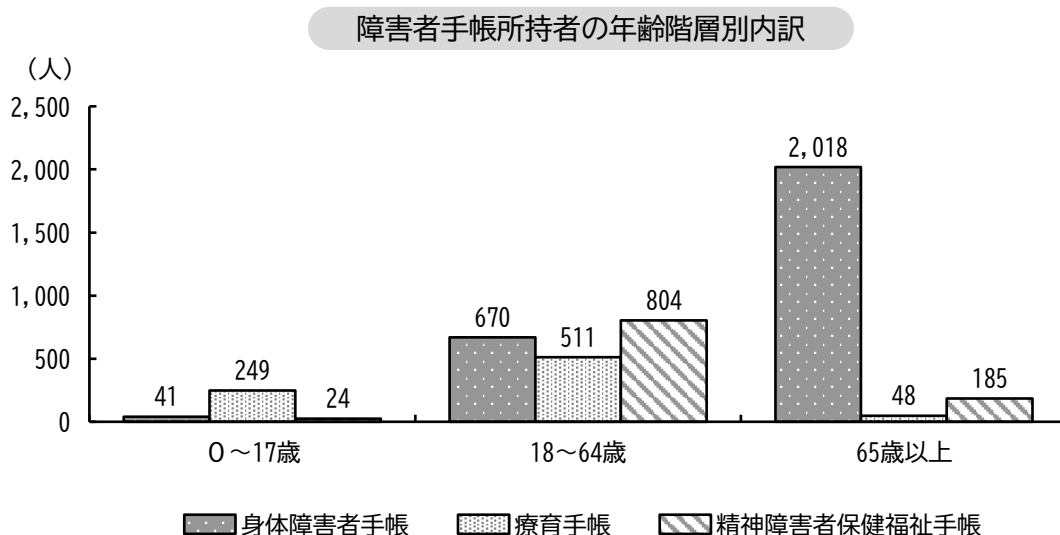
資料：平成30年度～令和4年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」
令和5～7年度：「介護保険事業状況報告（3月月報）」

(5) 障害者の状況

身体障害者手帳所持者数は概ね横ばいで推移していますが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあります。また、年齢階層別でみると、身体障害者手帳の所持者は高齢者が多く、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者は18～64歳で多くなっています。



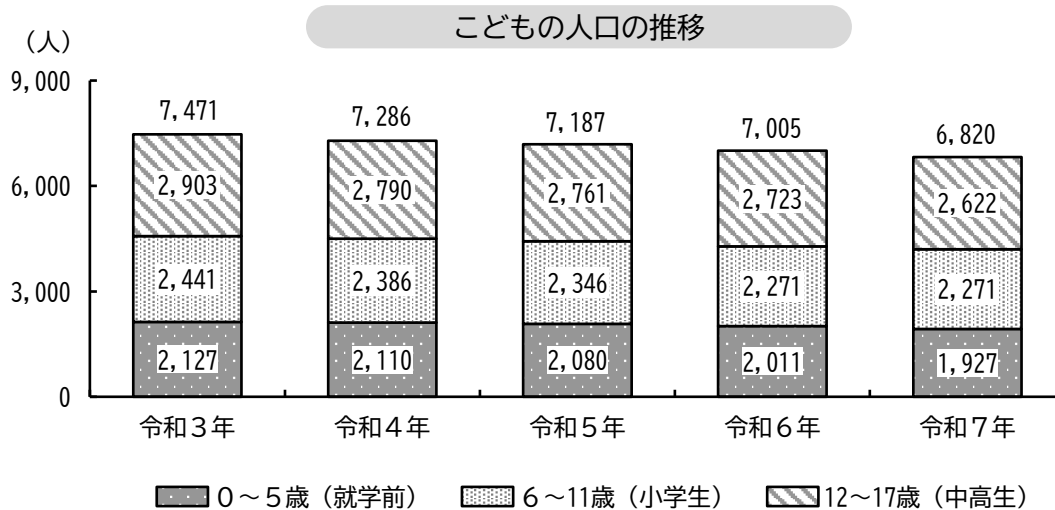
資料：大和高田市（各年度3月31日現在、令和5年度のみ8月31日現在）
 ※大和高田市 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画より



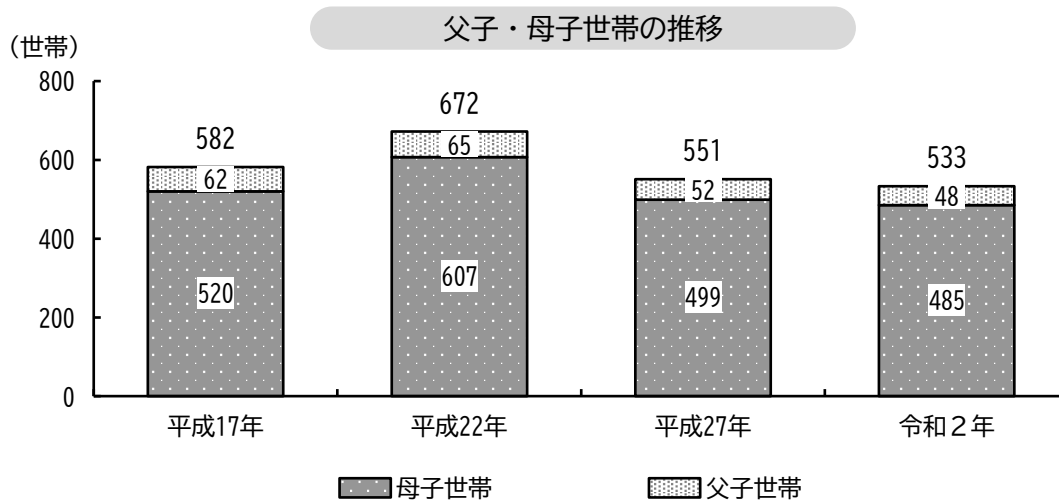
資料：大和高田市（令和5年8月31日現在）
 ※大和高田市 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画より

(6) こどもの状況

こどもの人口は、就学前・小学生・中高生のそれぞれにおいて減少で推移しています。また、ひとり親家庭については、平成22年をピークに減少となっています。

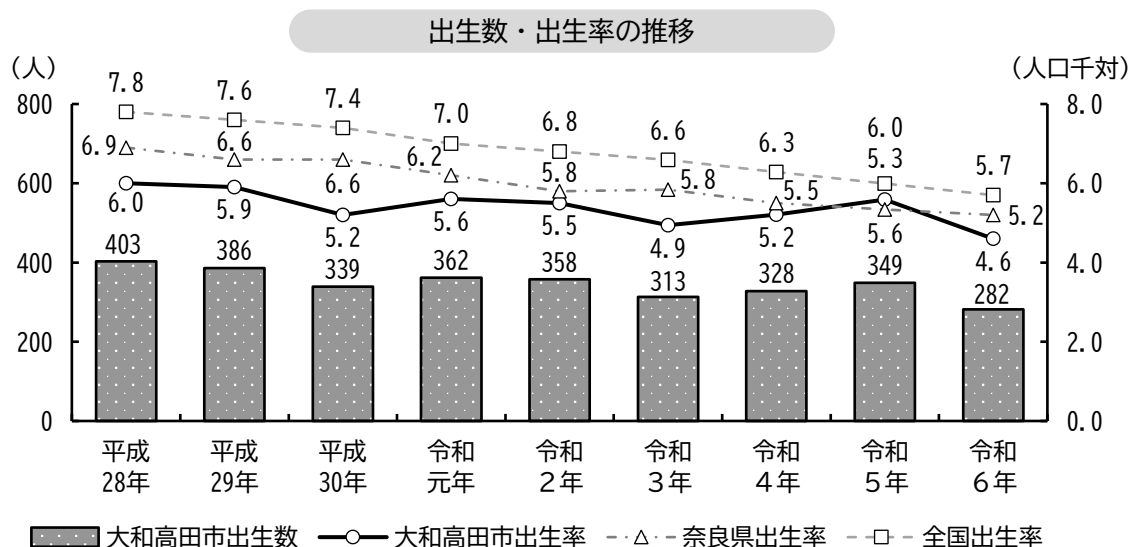


資料：住民基本台帳（各年10月1日時点）



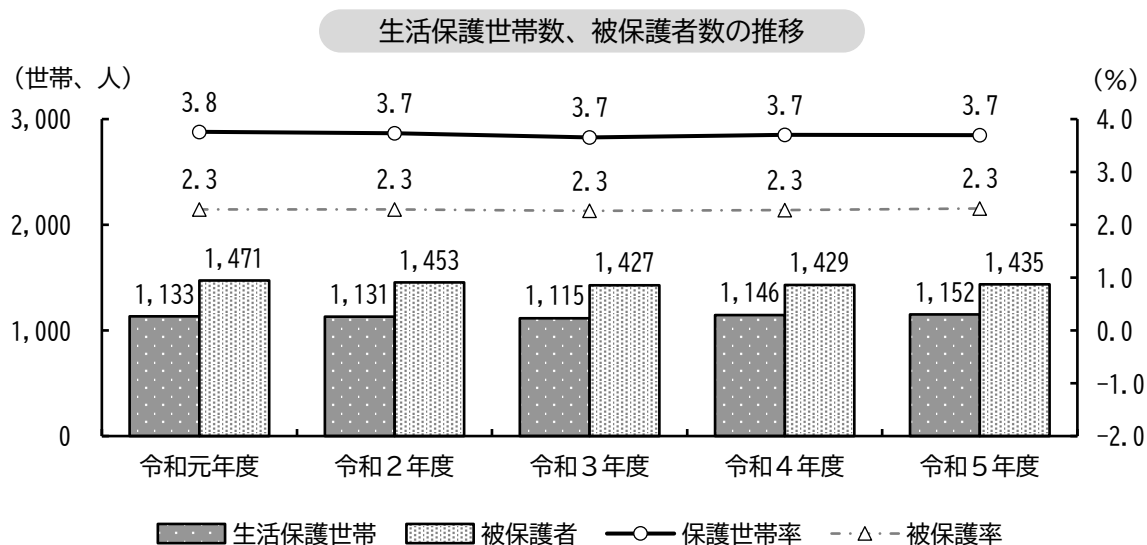
資料：国勢調査

出生率は、国及び県と比較して低く推移しています。また、出生数は減少傾向にあり、平成28年は403人でしたが、令和6年には282人となっています。



(7) 生活保護の状況

生活保護世帯数・被保護者数ともに、令和3年度まで減少していましたが、令和4年度以降増加しています。保護世帯率と被保護率は横ばいで推移しています。



2
アンケート
から見る
住民意識

(1) アンケート調査概要

一般市民の意識について

本計画策定の基礎資料とするために「地域福祉に関する意識調査」を実施しました。

調査対象	15歳以上の市民を無作為抽出
調査方法	郵送による配布、郵送・WEBによる回収
調査期間	令和6年12月6日～令和6年12月27日
調査対象者数（配布数）	3,000通
回収数	1,140通
回収率	38.0%

関係団体調査について

常日頃からまちづくりや高齢者、障害者、こども・子育て、生活困窮者等に対する様々な活動をされている諸団体に対して、アンケートを通じて福祉に関する考えや意見をうかがいました。

調査対象	市内でまちづくりや高齢者、障害者、こども・子育て、生活困窮者等に対する活動をされている団体 24団体
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和6年12月6日～令和6年12月27日
調査対象者数（配布数）	24通
回収数	17通
回収率	70.8%

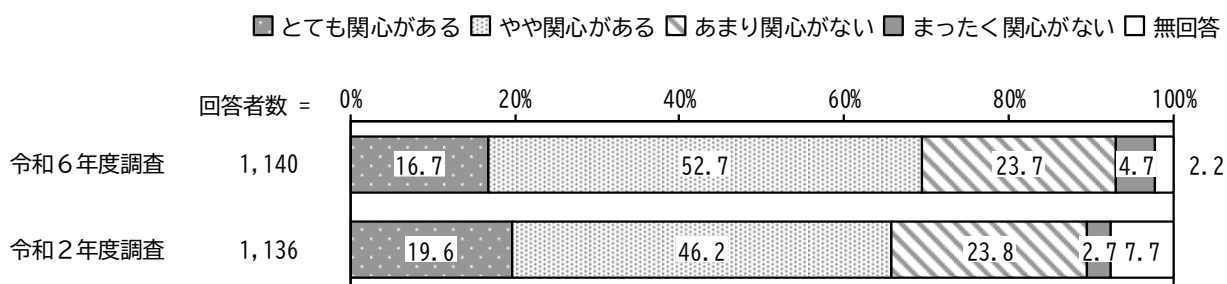
(2) アンケート調査結果

① 福祉意識の向上

あなたは「福祉」に関心をお持ちですか。

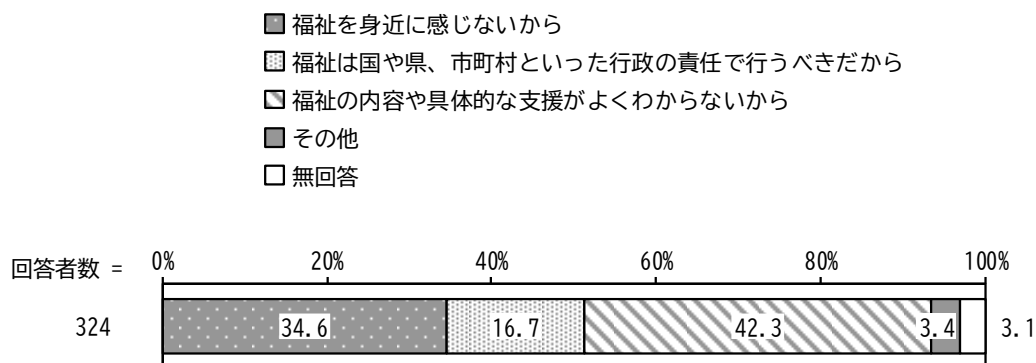
「とても関心がある」「やや関心がある」を合わせた「関心がある」の割合が69.4%、「あまり関心がない」「まったく関心がない」を合わせた「関心がない」の割合が28.4%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「やや関心がある」の割合が増加しています。



「福祉」に関心がないのはなぜですか。

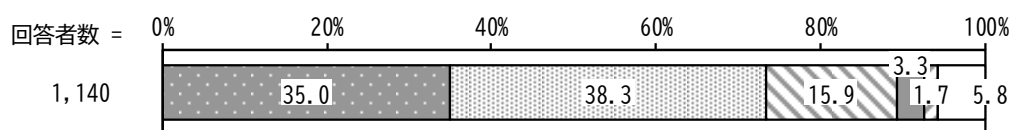
「福祉を身近に感じないから」の割合が34.6%、「福祉は国や県、市町村といった行政の責任で行うべきだから」の割合が16.7%、「福祉の内容や具体的な支援がよくわからないから」の割合が42.3%となっています。



「福祉」による支援はどうあるべきだと思いますか。

「行政と地域で役割分担しながら行うべき」の割合が38.3%と最も高く、次いで「国や県、市町村といった行政の責任で行うべき」の割合が35.0%、「社会福祉法人や地域のボランティア、住民が協力しながら、地域で支え合うべき」の割合が15.9%となっています。

- 国や県、市町村といった行政の責任で行うべき
- ▨ 行政と地域で役割分担しながら行うべき
- ▩ 社会福祉法人や地域のボランティア、住民が協力しながら、地域で支え合うべき
- 自分の家族や親族で支えるべき
- その他
- 無回答



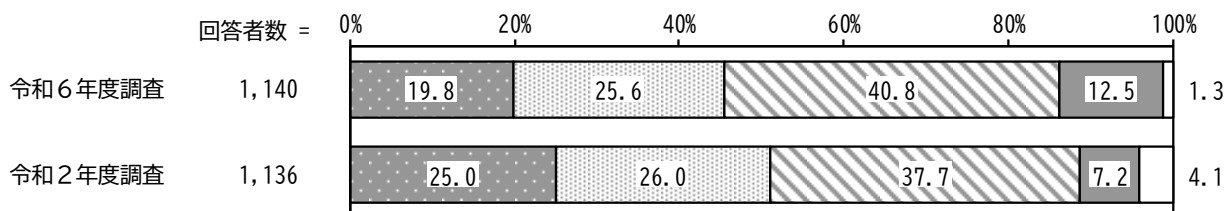
② 地域のつながりづくり

あなたは、ふだん近所や地域の人とどのようなつきあいをしていますか。

「会えばあいさつする程度のつきあい」の割合が40.8%と最も高く、次いで「たまに立ち話などをする程度のつきあい」の割合が25.6%、「日常から親しくつきあいをしており、困ったときに助け合える」の割合が19.8%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「つきあいはほとんどしていない」の割合が増加しています。一方、「日常から親しくつきあいをしており、困ったときに助け合える」の割合が減少しています。

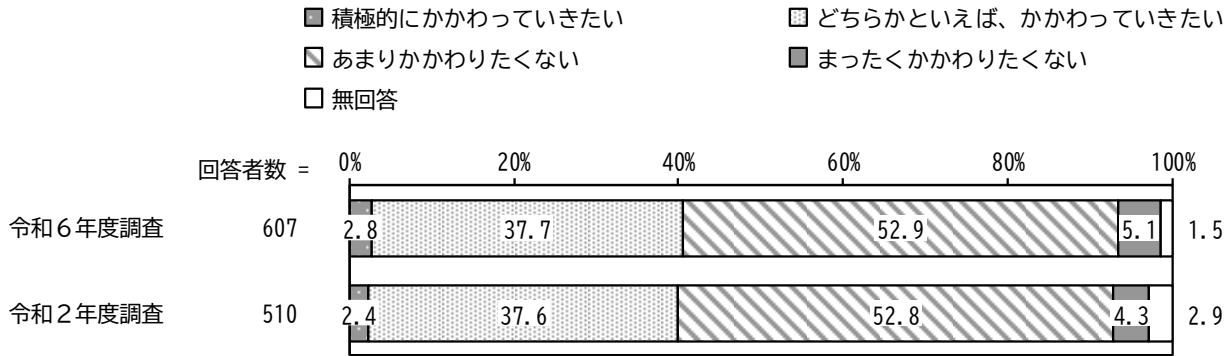
- 日常から親しくつきあいをしており、困ったときに助け合える
- ▨ たまに立ち話などをする程度のつきあい
- ▩ 会えばあいさつする程度のつきあい
- つきあいはほとんどしていない
- 無回答



近所や地域の人とのかかわりについて、今後どうしていきたいですか。

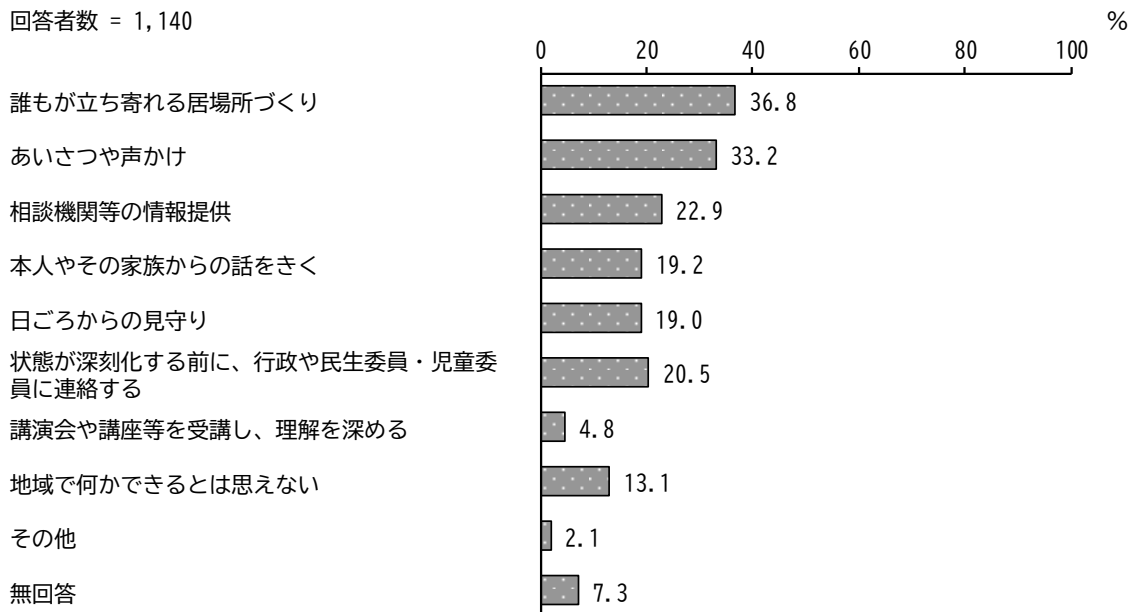
「積極的にかかわっていききたい」「どちらかといえば、かかわっていききたい」を合わせた「かかわっていききたい」の割合が40.5%、「あまりかかわりたくない」「まったくかかわりたくない」を合わせた「かかわりたくない」の割合が58.0%となっています。

令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



社会的孤立やひきこもりが社会問題となっていますが、地域として、これらの問題に対してどのようなことができると考えますか。(3つまで選択可)

「誰もが立ち寄れる居場所づくり」の割合が36.8%と最も高く、次いで「あいさつや声かけ」の割合が33.2%、「相談機関等の情報提供」の割合が22.9%となっています。



本人・世帯の属性（年齢・性別等）にかかわらず、住民同士が出会い参加できる場や居場所の確保について、公共・民間を問わず、不足していることや今後取り組むべき優先事項はどのようなこととお考えですか。

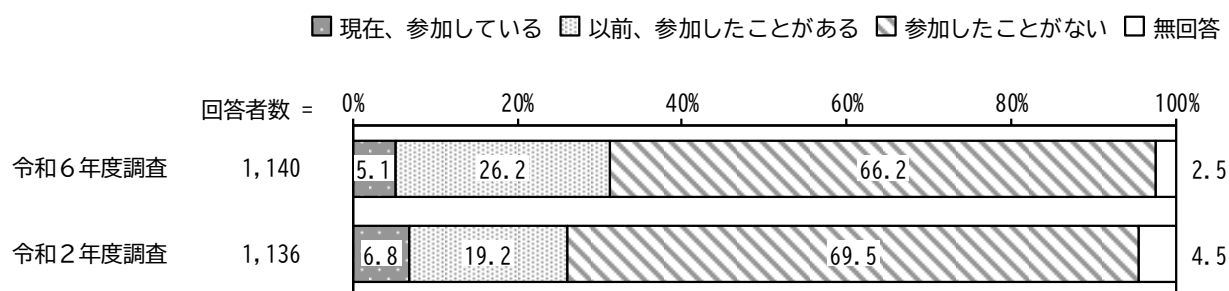
「公民館を積極的に活用し、若者が参加できるイベントや、幼児を持つ母親の相談会を開催してほしい」、「幅広い年齢層が楽しめる交流の場が必要」等の意見がありました。

③ 人材の確保・育成

あなたは、今までにボランティア活動に参加したことがありますか。

「以前、参加したことがある」の割合が26.2%、「参加したことがない」の割合が66.2%となっています。

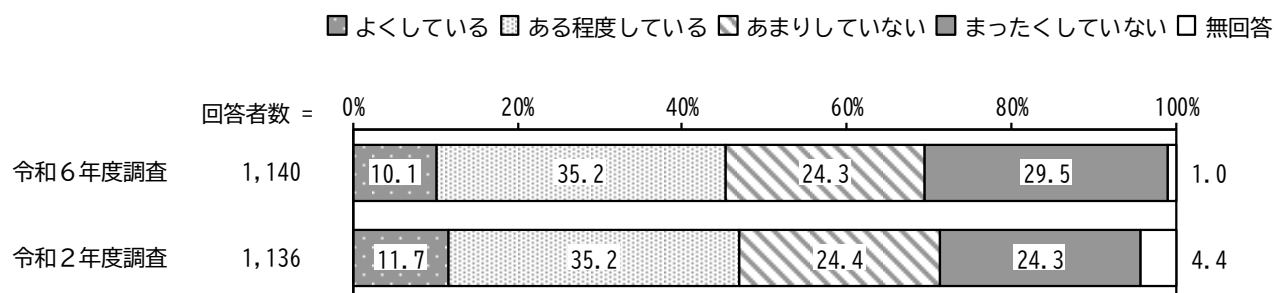
令和2年度調査と比較すると、「以前、参加したことがある」の割合が増加しています。



あなたは、自治会や地域活動に参加・協力していますか。

「よくしている」「ある程度している」を合わせた”している”の割合が45.3%、「あまりしていない」「まったくしていない」を合わせた”していない”の割合が53.8%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「まったくしていない」の割合が増加しています。



地域課題に取り組むための地域の担い手を増やすには、どのようにしたらよいとお考えですか。

「若い世代に関心や興味を持ってもらうように、積極的にアピールする必要がある」、「地域の現状や活動について興味を持ってもらえるような広報活動や情報発信が必要」等の意見がありました。

④ 地域ネットワークの強化

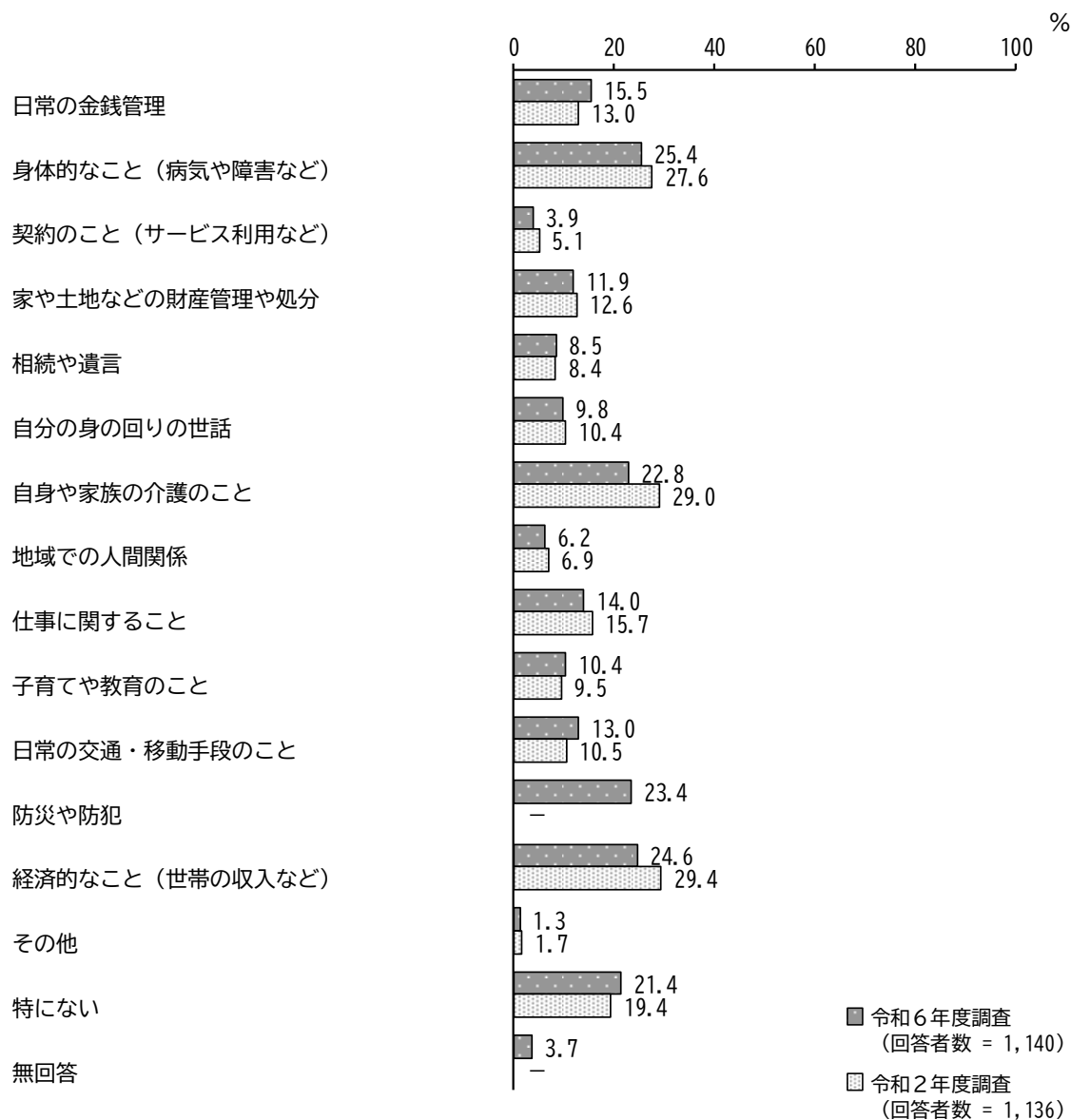
助け合いや支え合いを推進する地域コミュニティのあり方への支援について、公共・民間を問わず、不足していることや今後取り組むべき優先事項はどのようなこととお考えですか。

「高齢化や人数減少でコミュニティの維持が難しくなっている」、「各地域コミュニティの消滅や解散を防ぐため、行政に積極的に関与してほしい」、「こどもの登下校の見守りやパトロールを行うことが必要」、「近所付き合いや声掛けなど住民同士が互いのことを気に掛ける意識を高める必要がある」等の意見がありました。

⑤ 相談支援体制の充実

あなたご自身が不安に思っていることや悩んでいることはありますか。
(複数回答可)

「身体的なこと（病気や障害など）」の割合が25.4%と最も高く、次いで「経済的なこと（世帯の収入など）」の割合が24.6%、「防災や防犯」の割合が23.4%となっています。
令和2年度調査と比較すると、「自身や家族の介護のこと」の割合が減少しています。

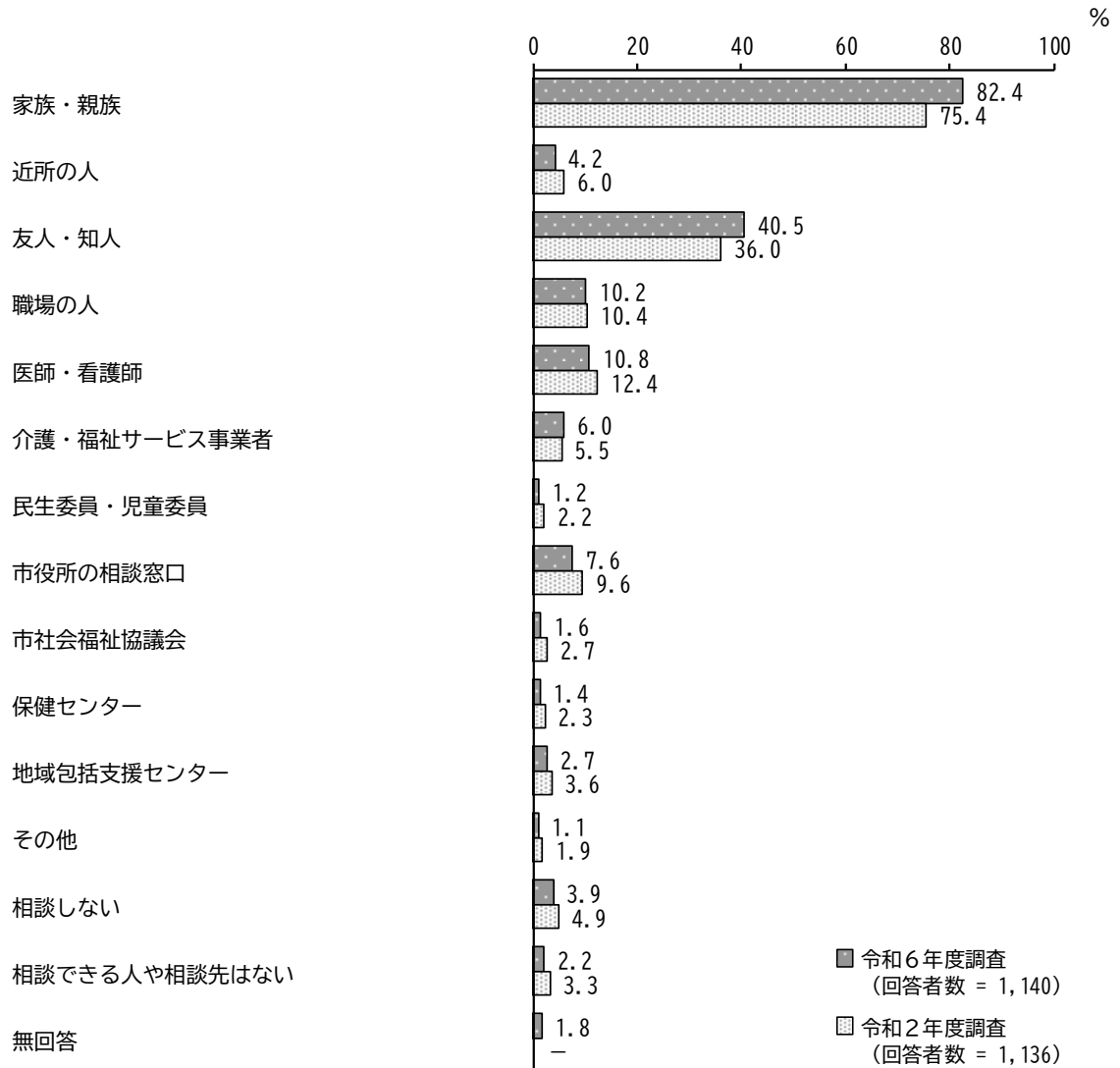


※前回調査では「防災や防犯」の選択肢はありませんでした。

あなたは、悩みや不安があるときにだれ（どこ）に相談しますか。（複数回答可）

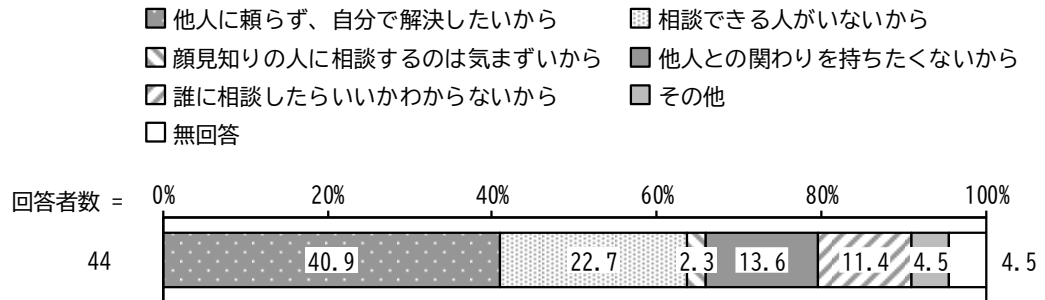
「家族・親族」の割合が82.4%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が40.5%、「医師・看護師」の割合が10.8%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「家族・親族」の割合が増加しています。



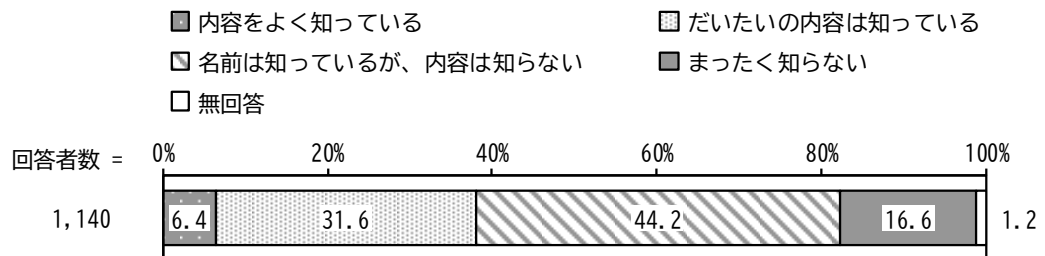
悩みや不安があるときに相談しない理由は何ですか。

「他人に頼らず、自分で解決したいから」の割合が40.9%と最も高く、次いで「相談できる人がいないから」の割合が22.7%、「他人との関わりを持ちたくないから」の割合が13.6%となっています。



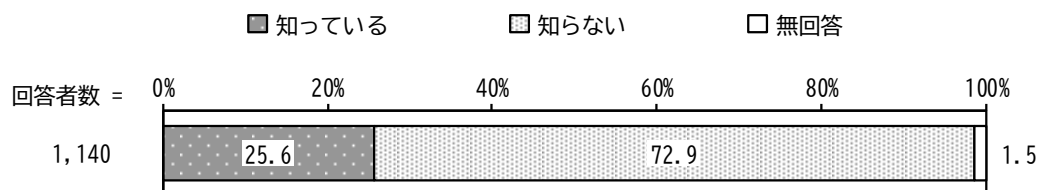
あなたは民生委員・児童委員の活動を知っていますか。

「名前は知っているが、内容は知らない」の割合が44.2%と最も高く、次いで「だいたいの内容は知っている」の割合が31.6%、「まったく知らない」の割合が16.6%となっています。



あなたの住んでいる地域の担当の民生委員・児童委員が誰か知っていますか。

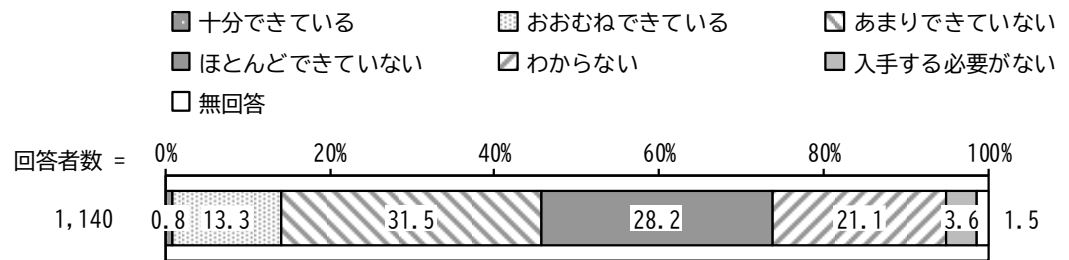
「知っている」の割合が25.6%、「知らない」の割合が72.9%となっています。



⑥ 情報提供の充実

あなたは、自分にとって必要な福祉サービスの情報をどの程度入手できていますか。

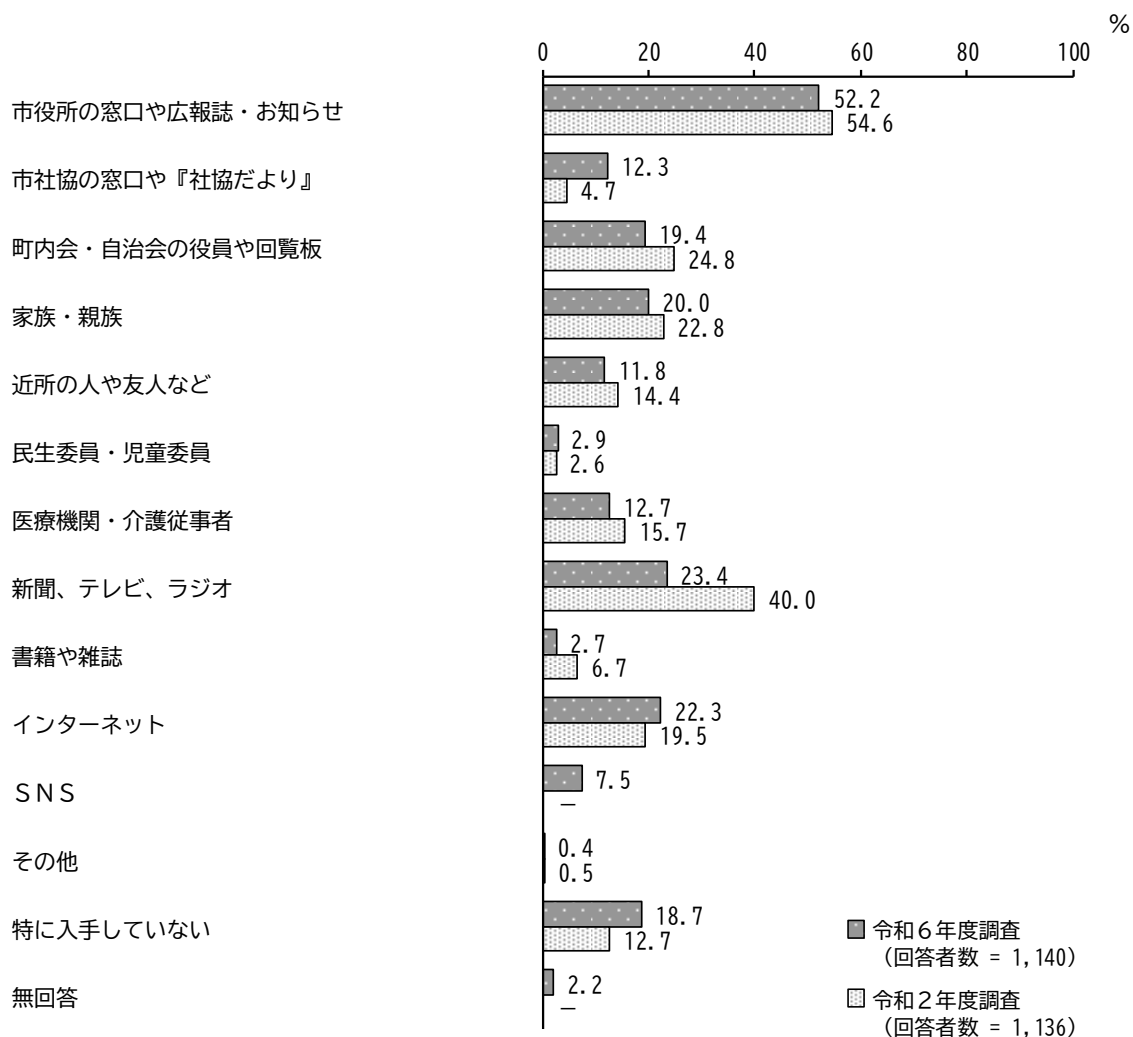
「あまりできていない」の割合が31.5%と最も高く、次いで「ほとんどできていない」の割合が28.2%、「わからない」の割合が21.1%となっています。



あなたは、福祉に関する情報をどこから入手していますか。

「市役所の窓口や広報誌・お知らせ」の割合が52.2%と最も高く、次いで「新聞、テレビ、ラジオ」の割合が23.4%、「インターネット」の割合が22.3%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「市社協の窓口や『社協だより』」「特に入手していない」の割合が増加しています。一方、「町内会・自治会の役員や回覧板」「新聞、テレビ、ラジオ」の割合が減少しています。

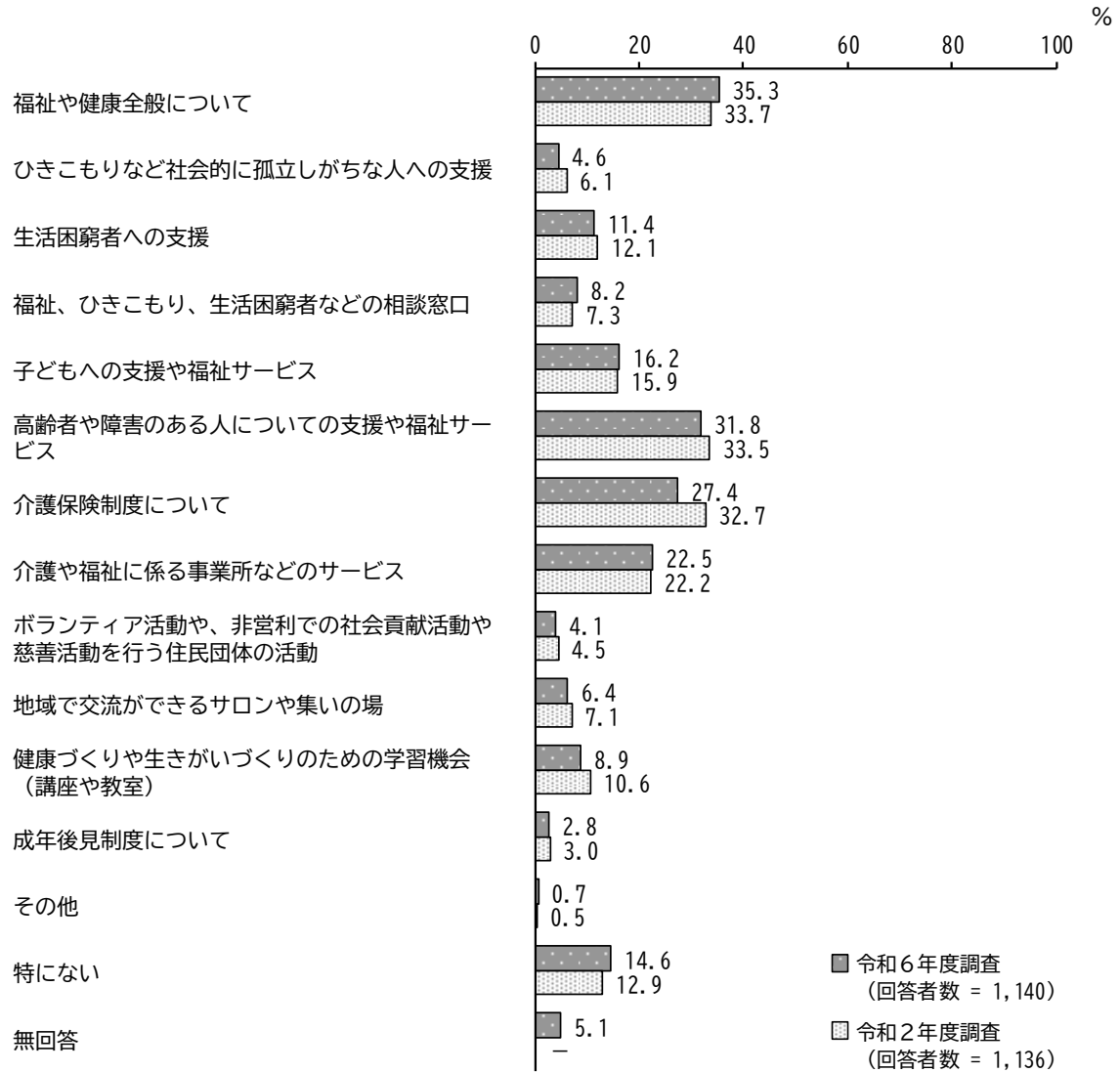


※前回調査では「SNS」の選択肢はありませんでした。

あなたは、福祉についてどのような情報を知りたいとお考えですか。

「福祉や健康全般について」の割合が35.3%と最も高く、次いで「高齢者や障害のある人についての支援や福祉サービス」の割合が31.8%、「介護保険制度について」の割合が27.4%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「介護保険制度について」の割合が減少しています。

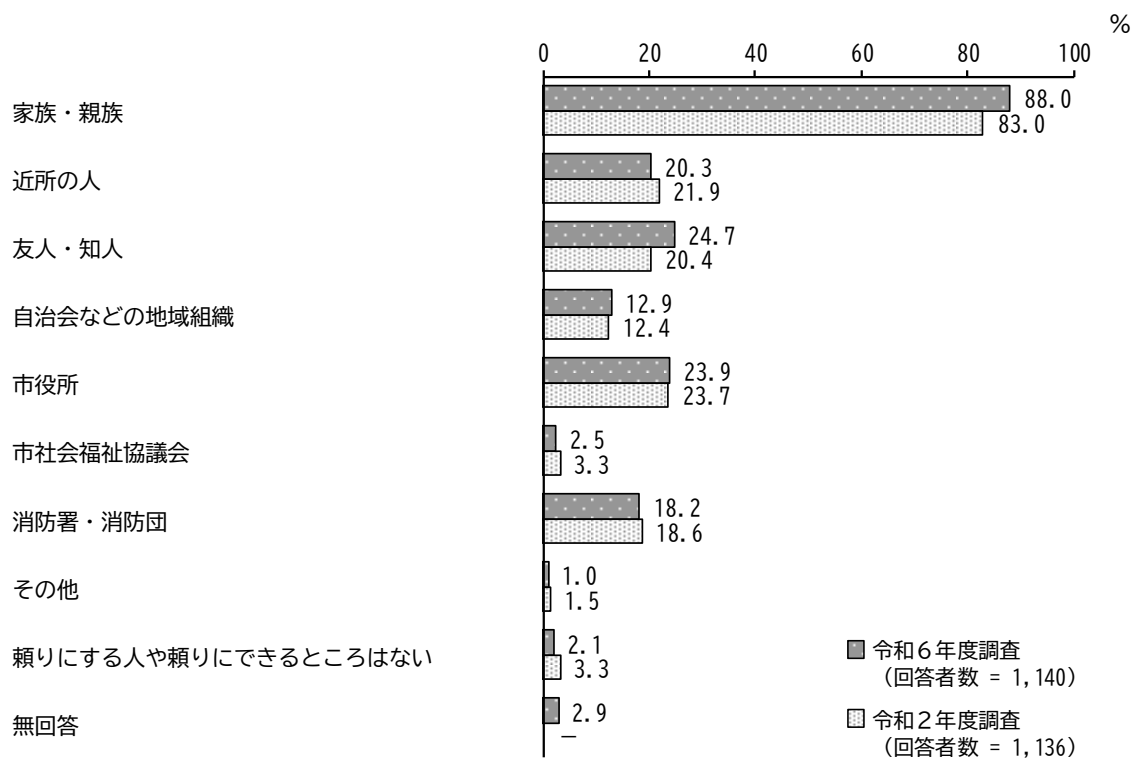


⑦ 安心・安全な地域づくり

あなたは、ご自身が災害にあわれたとき、主にだれ（どこ）を頼りにしますか。
（3つまで選択可）

「家族・親族」の割合が88.0%と最も高く、次いで「友人・知人」の割合が24.7%、「市役所」の割合が23.9%となっています。また、「頼りにする人や頼りにできるところはない」の割合が2.1%となっています。

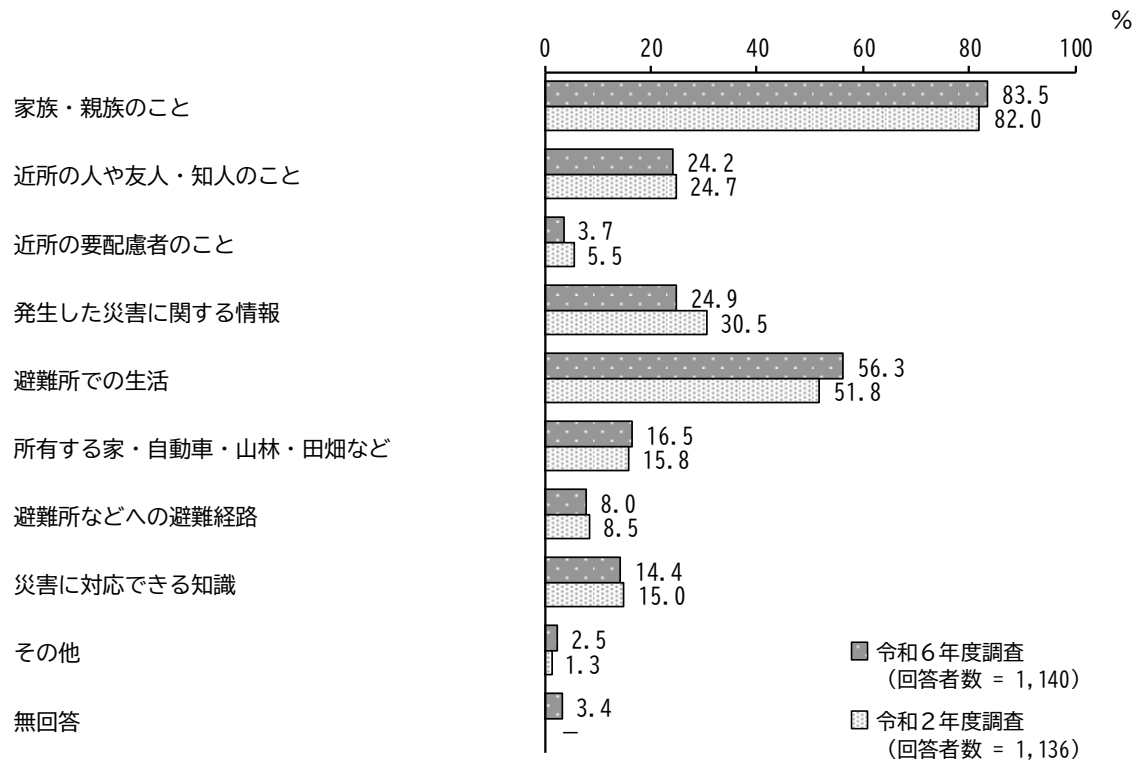
令和2年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



あなたは、ご自身が災害にあわれたとき、どのようなことを不安・心配に思いますか。（3つまで選択可）

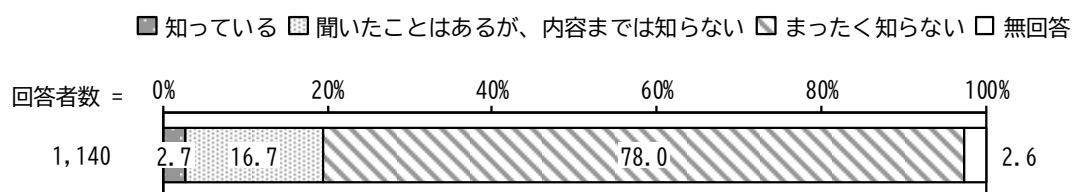
「家族・親族のこと」の割合が83.5%と最も高く、次いで「避難所での生活」の割合が56.3%、「発生した災害に関する情報」の割合が24.9%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「発生した災害に関する情報」の割合が減少しています。



大和高田市では、地震などの災害発生時に、家族等の援助が十分に得られず、助けを必要とする避難行動要支援者（障害のある人、高齢者などで、災害時に何らかの支援が必要な人）の名簿を整備をし、災害発生時に支援が得られる仕組みづくりに取り組んでいます。あなたはこの制度を知っていますか。

「聞いたことはあるが、内容までは知らない」の割合が16.7%、「まったく知らない」の割合が78.0%となっています。

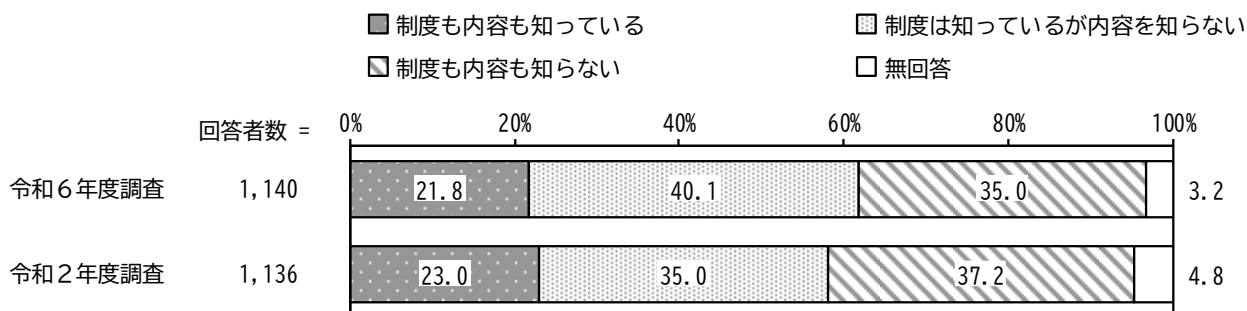


⑧ セーフティネット機能の強化

あなたは、「成年後見制度」を知っていますか。

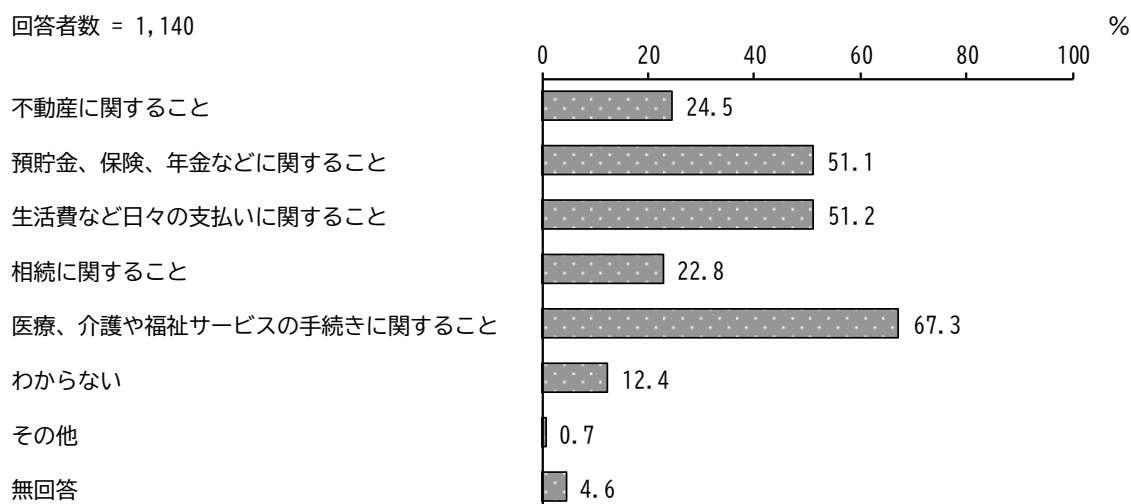
「制度も内容も知っている」の割合が21.8%、「制度は知っているが内容を知らない」の割合が40.1%、「制度も内容も知らない」の割合が35.0%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「制度は知っているが内容を知らない」の割合が増加しています。



あなたやあなたの家族が将来、認知症、知的障害、精神上的の障害などで判断能力が低下し、成年後見制度を利用することになった場合、支援してほしいことは何ですか。(複数選択可)

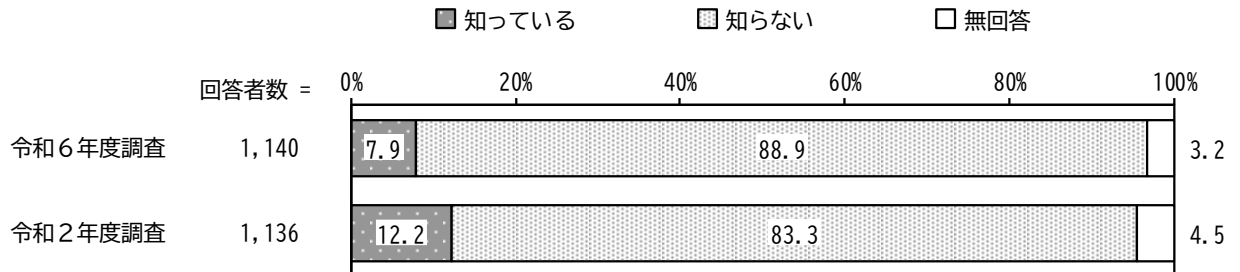
「医療、介護や福祉サービスの手続きに関すること」の割合が67.3%と最も高く、次いで「生活費など日々の支払いに関すること」の割合が51.2%、「預貯金、保険、年金などに関すること」の割合が51.1%となっています。



成年後見のニーズ増加による後見人不足に対応するため、市民後見人の制度があることを知っていますか。

「知らない」の割合が88.9%となっています。

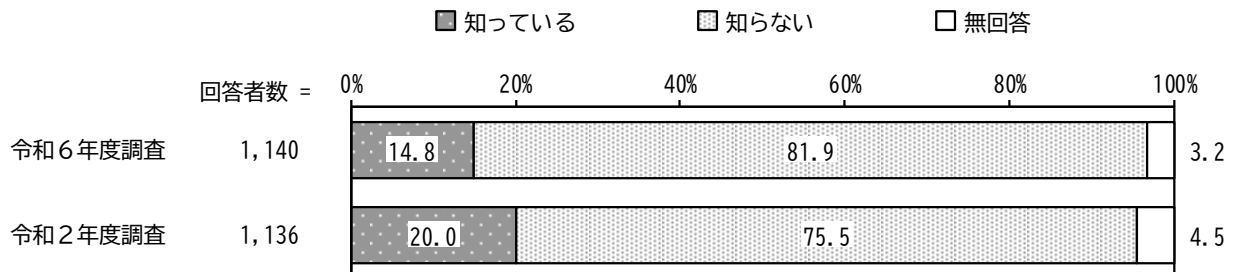
令和2年度調査と比較すると、「知らない」の割合が増加しています。



あなたは、「任意後見制度」があることを知っていますか。

「知っている」の割合が14.8%、「知らない」の割合が81.9%となっています。

令和2年度調査と比較すると、「知らない」の割合が増加しています。一方、「知っている」の割合が減少しています。



3 住民ワークショップからの 意見

計画の策定に向けて、地域における福祉やコミュニティの現状や今後どのような取り組みが必要となるかを把握するため、住民参加（高校生や福祉関係団体所属の方々）によるワークショップを行いました。ワークショップで出された主な意見は次のとおりです。

地域の課題を解決するためにできること

地域・環境

- ガタガタ道をなくしてあかるくする！！
- 外灯を増していく。
- 多世代の交流。
- 外国の方との交流。お互いを知る機会をつくる。

行事・公共施設

- まちづくりワーキングショップを（小）地域で行う事でボランティア活動が活発になるのでは？
- 学校と住民が交流できる場をつくる。
- 災害時の避難所指定を地域の施設にも開設する。
- 商業都市大和高田。若者が集まるイベントを企画・実行。

住宅

- 空家をいかしているいろいろな場を作る（食事等ができる）。
- 市営住宅の活用で若い世代が安く住める場所の提供。
- 住みたい場で暮らせるように不動産会社と連携する。
- 空き家を生活困窮者に提供する。

福祉

- 福祉の勉強。授業を考えて事業への関心を持ってもらう。
- みんなでつくる「みんなの食堂」（社会参加支援と困りごとの発見）。
- 障害、高齢問わず交流する機会を作る。
- 発達障害が疑われる子どもへの支援体制の構築。

こども・子育て

- 〔教育〕の場に市民が参加（不登校、地域の見守り）。
- 明石市に倣い子育て世代が暮らしやすい町へお金の使い方を考える。
- 男性の家事育児（まだまだ公平とは云えない現実）。
- こどもを真ん中に（市の中心にこどもが集まる場所）。

若者

- 若い世代の政治参加を求め参政権の低年齢化！市議会への参加。
- 若年層に精神疾患についての知識を伝える。

その他

- 目安箱をつくる。市役所のホームページに書けるようにする。
- LINEをつくる。 ○困りゴトを相談できる窓口。
- いろんな「いばしょ」から市民ニーズを吸いあげる。
- 今日の場を拡大。みんなで高田市について考える。

グループワークからのキーワード

- 道路の整備不足や夜間の安全確保
- 世代間・文化間の交流機会の不足
- 地域の活性化と住民の協力体制の不足、災害時の対応力の強化
- 空き家の有効活用、若年層向けの住まいの提供、生活困窮者への支援不足
- 福祉への関心不足、社会参加の機会不足、障害者や高齢者の交流機会の欠如、発達障害の支援体制の不十分
- 教育への市民参加、子育て支援の充実、男女の家事育児の不平等、こどもの集まる場の不足
- 若い世代の政治参加促進と精神疾患に対する理解不足
- 市民の意見やニーズを集める仕組みの不足と、市民参加の場が限られていること



必要な取り組み

- 道路の整備と照明の増設。
- 地域イベントや交流プログラムの実施による世代間・文化間のつながりを促進。
- 地域の連携を深めるためのボランティア活動の促進、学校と住民の交流の場の設立、地域施設の避難所指定の強化、そして若者向けイベントの企画・実施。
- 空き家の再活用計画、若年層や生活困窮者向けの手頃な住居の提供、不動産会社との連携強化。
- 福祉教育の充実、地域での交流イベントの促進、発達障害や障害者支援体制の強化、社会参加の機会を増やす取り組み。
- 教育への市民参加の促進、子育て支援の強化、男女平等を目指した家事育児の社会的支援、こども向けの集まりや交流の場の整備。
- 若い世代の政治参加を促すための教育・啓発活動や、精神疾患に関する理解を深めるための情報提供・サポート体制の強化。
- 市民の意見を集めるための多様な窓口やプラットフォームを整備し、参加の機会を広げることが必要。(例えば、オンラインで意見を出せる仕組みや、定期的な市民参加型のイベントを実施する等)

4 計画で取り 組むべき 課題

市の現状、地域福祉に関する意識調査、関係団体調査から、互いに支え合う福祉サービスや安全のネットワークの整備、地域住民主体の交流やボランティア活動の魅力発信、ならびに地域活動の情報発信と担い手の育成が課題として挙げられます。これらの課題に対し、共助や公助に基づく福祉サービスの整備や地域住民自身が主体となる活動を推進し、災害対応等を含めた安全な地域環境の構築を進めることが重要です。

以上の点を踏まえ、次の通り、本計画で取り組んでいく課題を整理します。

- 人権や福祉を身近に感じられる啓発活動と主体的な取り組みの推進
- 誰もが立ち寄れる居場所や交流できるイベントの充実
- あらゆる人が参加できるようなボランティア活動の魅力や意義の発信
- 地域活動活性化に向けた情報発信の充実と担い手の育成
- 行政と関連団体の連携による地域ネットワーク機能の強化
- 属性や世代を問わない包括的な相談窓口の機能強化
- 各年代の情報入手手段やニーズに応じた情報提供の充実
- 市の災害支援の取り組みに関する情報発信と支援体制の強化
- 成年後見制度の支援内容の周知による権利擁護の推進
- 生活困窮者・障害者等支援が必要な方への支援制度の強化

第3章 計画の理念と体系

1 計画の 基本理念

「大和高田市第1期地域福祉計画・地域福祉活動計画」では「助け合い、支え合う 笑顔あふれる福祉をめざして～いつまでも住み続けられるまち 大和高田～」を基本理念に掲げ、「大和高田市まちづくりの指針」と地域福祉の概念を踏まえて、市民が安心して生活できる「地域共生社会」の実現をめざし、取り組みを進めてきました。

8050問題・ダブルケア・ヤングケアラーなど多様化した福祉課題に対し、地域づくりの基盤を整え、人と地域に理解と協力の輪を広げていく地域福祉の充実と推進は、今まで以上に重要になっています。

多様性を認め合い、地域の人々が抱える様々な課題を「我が事」として捉え、共に解決していくことに取り組むとともに、「自助」「互助」の精神に基づいた住民同士による支え合いを通じて、誰もが安心して生活できる環境を整え、すべての市民が自らの生活を豊かにし、地域社会に貢献できるような共生社会を構築し、持続可能な福祉のまちとなることをめざして、これまでの基本理念を継承し、引き続き総合的な福祉のまちづくりに取り組んでいきます。

助け合い、支え合う 笑顔あふれる福祉をめざして
～いつまでも住み続けられるまち 大和高田～

2 計画の基本 目標と施策

本計画の基本理念を実現するため、次の3つの基本目標を設定し、施策を推進します。

(1) 認め合い、高め合う 福祉の人づくり

福祉の人づくりを目指し、住民の相互理解を促進します。福祉について学ぶ機会、多くの人と交流する機会づくりを進め、多様性を尊重し、人権を大切にする意識を育みます。

また、ボランティア活動を活性化し、活動団体への支援を行い、地域福祉の担い手を育成して担い手不足を解消します。

(2) 助け合い、支え合う 福祉の地域づくり

支え合う福祉の地域づくりを目指し、気軽に交流できる場や機会を増やして地域参加を促すことで、住民同士のつながりを深め、地域の課題を地域の人たちが解決に向けて取り組んでいけるような仕組みをつくります。

また、住民主体の取り組みや社会福祉協議会との連携を強化し、多様な主体との協力を進めます。

(3) みんな安心 福祉のまちづくり

いつまでも安心して暮らせるまちを目指し、包括的な支援体制を整備します。相談支援体制を充実させ、地域づくりを支援し、アウトリーチ等により、支援ニーズを抱えながらも支援が届いていない人・世帯へアプローチします。

また、平時から地域の連携を深め、災害発生時に備えるなど、誰もが安全・安心に暮らすことができる仕組みづくりを進めます。

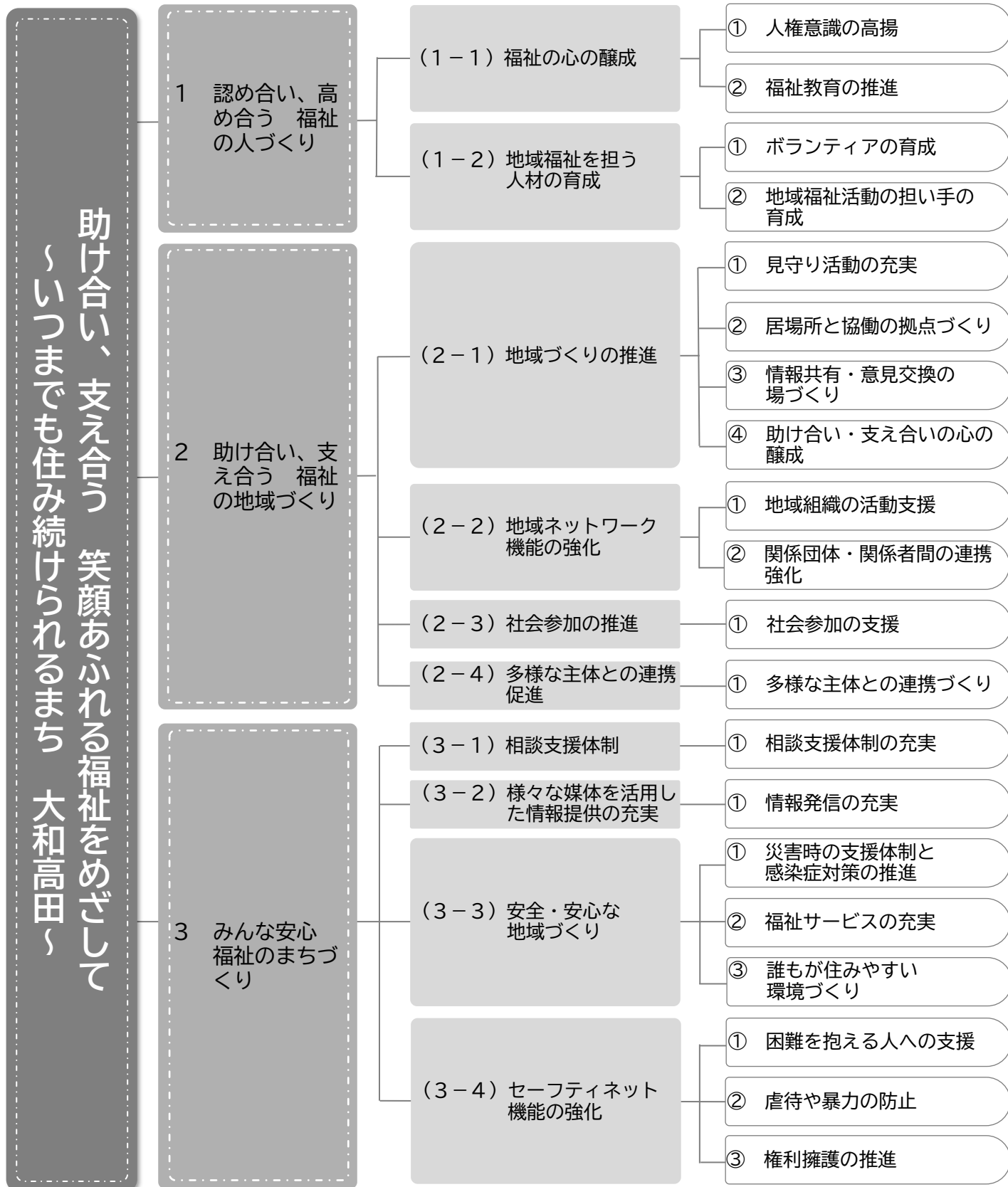
施策体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

[基本施策]



第4章 施策の展開

基本目標

1

認め合い、高め合う 福祉の人づくり

施策の方向性 1-1 福祉の心の醸成

- 人権とは、人種や民族、性別の違いを越え、すべての人に保障された、幸せに生きるための権利です。人権教育や啓発活動等を通じて、互いの考えや立場を尊重し合える環境づくりを進めていくことが求められています。
- 地域住民一人ひとりが福祉への関心を深め、地域社会をより良いものにするため、子どもやその保護者、高齢者など、多様な世代に対応した福祉について学べる場を設ける必要があります。

基本施策① 人権意識の高揚

本市では、高齢者、障害者、子ども・子育て世代、生活に困窮されている方々、性的マイノリティなど、多様な立場の人々に関する人権意識を啓発し、人権教育を推進しています。また、社会的な差別の解消や男女共同参画社会の形成など、あらゆる側面において人権に関する取組を続けています。すべての人の立場を尊重し合いながら地域住民が安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めていきます。

施策の内容
(1) 人権啓発・部落差別の解消・男女共同参画等への取組 ○ 広報誌やホームページ、SNS等の活用、街頭での啓発活動などを通じて、差別解消や男女共同参画に関する取組を推進します。家庭や職場など、日常生活の様々な場面で人権意識を向上させ、あらゆる立場の人々の人権が尊重される社会づくりに努めます。
(2) 学校における人権教育 ○ 次代を担う子どもたちが人権について正しい理解を深められるよう、学校教育の場で人権に関する学びの機会を充実させ、子どもたちの意識を育む取組を進めます。
(3) 地域住民への人権の学び ○ 地域住民が互いの立場を尊重し、多様性を理解し合えるよう、人権意識の向上を図ります。そのために関係機関と連携し、人権に関する学びの場を幅広く提供し、お互いを認め合い尊重し合う地域づくりを推進します。

施策を推進するための主な役割	
地域住民・地域組織	○ 市や市社協などが実施する人権意識を高める事業などに積極的に参加しましょう。 ○ 地域において人権に関する理解を深め、お互いを尊重する心を育みましょう。

施策を推進するための主な役割	
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員等に対し、人権教育を行いましょ。 ○ 地域における人権の学びの場に積極的に参加しましょ。 ○ 地域へのサービスについて、職員の人権意識を高めることにより人権に配慮したサービスの提供に努めましょ。
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ SNS等を通じた人権の情報発信とさらなる内容の充実を図っていきます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校や地域における人権の学びの機会を提供・支援します。 ○ 人権に関する情報発信の範囲の拡大をします。 ○ 若手教職員に向けた人権教育研修の拡大をしていきます。 ○ 様々な人権に関するテーマの魅力的な広報に努めます。 ○ 市職員への人権研修を通して、職員の質の向上に取り組みます。

基本施策② 福祉教育の推進

本市では、学校教育や生涯学習活動を活用して、すべての地域住民が幸せや暮らしの豊かさを感じられる人生を送れることを目指し、福祉教育に取り組んでいます。

施策の内容
<p>(1) 学校における福祉教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 未来を支えるこどもたちが、福祉や地域福祉の取組に共感し、福祉の心を育むことができるよう、学校教育を通じて福祉に関する学びを推進します。
<p>(2) 生涯を通じた福祉への学び</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民が生涯を通して福祉について理解を深められるよう、生涯学習活動において福祉に関する講座や講演会等を開催し、学びの機会を幅広く提供する取組を進めます。

施策を推進するための主な役割	
地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域において福祉に関する理解を深め、関心を持ちましょ。 ○ 地域や近所付き合いのなかで、困っている人がいたら、お互いに助け合い、支え合えるように努めましょ。 ○ 福祉に関する学びの機会に積極的に参加し、地域福祉への理解を深めましょ。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員等に対し、福祉教育を行いましょ。 ○ 地域における福祉の学びの場に積極的に参加しましょ。 ○ 福祉サービス事業者においてはその専門性を生かして、地域住民に対して福祉の学びの場を提供しましょ。

施策を推進するための主な役割	
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ SNS等を活用した情報発信の強化をしていきます。 ○ 学校や地域とともに福祉の学びの機会の拡大と充実に取り組みます。 ○ 地域ごとの福祉課題の解決に向けた学びのプログラムづくりを継続して行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人権に関する情報発信の範囲の拡大をします。 ○ 学校や地域とともに福祉の学びの機会の拡大と充実に取り組みます。

施策の方向性 1－2 地域福祉を担う人材の育成

- 本市では、少子高齢化や人口減少が進む中で、地域福祉活動を支える担い手の不足が深刻な課題となっています。地域内での日常的な助け合いや支え合いを実現するためには、地域福祉を担う人材を育成していくことが急務です。
- ボランティア活動は、奉仕の心に基づく貴重な活動ですが、地域の多様な福祉課題を解決するためには、ボランティア活動への理解を深め、その活動を地域に定着させる取組を進めていく必要があります。
- 地域福祉の担い手を増やしていくためには、元気な高齢者のみならず、若い世代の地域福祉活動への積極的な参加も求められます。

基本施策① ボランティアの育成

市民のボランティア精神を育て、多様な担い手を確保するために、市社協と協力し、子どもから高齢者まで幅広い世代がボランティア活動に関わる機会を提供します。また、住民一人ひとりの持つ能力や特技を地域福祉やボランティア活動に活かせる環境づくりを推進します。

施策の内容
<p>(1) ボランティア活動への意識の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域でのボランティア活動を広げるため、学習会や懇談会、ボランティア体験の場を設けるなど、ボランティア活動について学び、理解を深める機会を提供します。これにより、ボランティア活動への意識を高め、参加のきっかけづくりを進めます。
<p>(2) ボランティア活動の担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 若い世代から高齢者まで幅広い世代がボランティア活動に気軽に参加できるよう、市社協や各種団体、社会福祉施設などとの連携を強化します。これらの取組を通じて、多様な分野で活躍できるボランティアの担い手の育成を進めます。
<p>(3) ボランティア活動の機会の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な地域でボランティア活動が行いやすい環境を整え、高齢者や障害者、子ども・子育て支援に関する活動への参加機会を拡充します。また、地域サロン活動や居場所づくりを通じて、地域内でのボランティア活動がより身近で日常的になるよう促進します。

施策を推進するための主な役割	
地域住民・地域組織	○ 自らの知識と技能を奉仕することで得られる尊い奉仕活動であるボランティア活動に興味を持ち、積極的に参加しましょう。
事業所等	○ 職員は積極的にボランティア活動等に参加しましょう。
市社協	○ ボランティア活動について、SNS等で情報発信を継続します。 ○ 様々なボランティア養成講座の開催等により、ボランティアの育成に取り組みます。 ○ ボランティアをしたい方への情報提供やマッチングを行う等により、ボランティア活動への参加を促進します。
市	○ ボランティア活動について、広報誌やホームページ、SNS等で継続して情報発信します。 ○ 社会教育、社会福祉、社会体育等がお互いの理解を深め、市社協との連携を図ります。

基本施策② 地域福祉活動の担い手の育成

すべての住民が住み続けたい地域で暮らせるよう、助け合い・支え合いの精神を大切にされた地域福祉活動を展開していきます。そのため、市社協が実施する小地域福祉活動をより主体的に推進するため、コーディネーターやリーダーとなる人材の育成に取り組みます。また、こども会や青年会といった組織だけでなく、自治会や町内会などにも若い世代が積極的に参加できる仕組みを整え、世代を超えて地域の担い手が共に活躍できる環境の整備を進めます。

施策の内容
<p>(1) 地域福祉活動の担い手の育成</p> <p>○ 自治会・町内会などの地域組織や、民生委員・児童委員をはじめ、高齢者や児童生徒を対象とした見守り活動の担い手を計画的に育成します。これにより、地域での日常的な助け合いや支え合いが実現できる体制づくりを進めます。</p>
<p>(2) コーディネーター等の育成</p> <p>○ 地域福祉活動の中心となり、課題解決に向けた調整役を担うコーディネーターやリーダーの育成を、市社協と連携して進めます。キーパーソンとなる人材を育てることで、地域福祉活動をさらに充実させます。</p>
<p>(3) 地域における各種団体の活動支援</p> <p>○ 自治会や町内会をはじめ、地域福祉を担う各種団体や老人クラブなどが活発に活動できるよう支援します。これらの団体の取組を地域全体で支え合い、持続可能な活動基盤を強化します。</p>

施策を推進するための主な役割	
地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民一人ひとりが、助け合い・支え合いの精神による地域の担い手であることを意識しましょう。 ○ 若い世代や元気な高齢者の方も、自治会・町内会等の地域組織活動や見守り等の地域福祉活動に積極的に取り組みましょう。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域貢献の観点から、事業所として職員と共に地域福祉活動へ参加しましょう。 ○ 地域、ボランティア団体、関係団体等多くの人とつながりを持ちましょう。
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内で取り組まれている地域福祉活動について、SNS等で情報発信を継続して行います。 ○ 小地域での高齢者等交流活動「ふれあいいいききサロン」を行っているボランティア団体の活動を引き続き支援します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市内で取り組まれている地域福祉活動について、広報誌やホームページ、SNS等で情報発信を継続して行います。 ○ 地域福祉活動が促進されるよう、地域住民や各種団体の活動を引き続き支援します。

助け合い、支え合う 福祉の地域づくり

施策の方向性 2-1 地域づくりの推進

- 高齢者等に対する見守り活動の活性化を図るため、担い手の育成や関係機関・団体との連携強化、そして日常的な近隣住民同士のあいさつや声かけなどを通じて、安全で安心できる地域づくりを進める必要があります。
- 地域住民のつながりが薄れつつある中、住民同士の交流を促進するために、サロン活動や居場所づくりなど、地域での触れ合いやつながりを深める取組が求められています。
- 地域包括ケアシステムをはじめ包括的な支援体制整備の推進に向けて、地域住民、関係機関・団体、行政の参加する「協議の場」の実施や地域の助け合いの関係づくりを進めています。今後、地域の課題に関する情報共有や意見交換の場をさらに充実させ、課題解決に向けた具体的な取組を強化することが必要です。
- 高齢者や障害のある方、子どもを育てる家庭など、様々な立場やライフスタイルを持つ人々が、互いを認め合い安心して暮らせる地域を実現するため、日常的な近所交流を通じ、助け合いや支え合いの心を育む必要があります。

基本施策① 見守り活動の充実

すべての住民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援を必要とする人が地域で孤立することを防ぎます。そのために、日常的なあいさつや声かけを含む見守り活動を促進し、高齢者や障害のある方など支援の必要な人たちの様子を気かけながら、地域の見守り体制を整備します。

施策の内容
(1) あいさつ・声かけ活動の充実 ○ 日常の近隣住民同士の交流を深めるため、あいさつや声かけを通じた関係づくりの意識を高めます。これにより、地域住民が互いに安心して暮らせる住みよい地域づくりを進めるとともに、地域全体の見守り意識を高めます。
(2) 要配慮者等への見守り ○ 高齢者や障害者、子ども・子育て家庭など、支援が必要な方々に対して、地域組織や関係機関と緊密に連携し、日常的な見守り活動を進めます。また、緊急時や災害時には迅速に必要な支援が届けられるよう取り組みます。
(3) 見守り活動の担い手の養成 ○ 認知症の人やその家族を温かく見守る認知症サポーター、また悩んでいる方に気づき、声をかけて支援につなげる役割を担うゲートキーパーの養成を進めます。これにより、地域全体での見守り体制を強化します。

施策の内容	
(4) 地域の事業者との連携	○ 郵便局やガス、電気、新聞配達、配食サービスなどの地域の事業者と見守りネットワーク事業に関する協定を結び、事業者と地域住民が連携して要配慮者を見守ります。また、住民の自宅の異変に気づいた際に迅速に対応できる仕組みを推進します。
(5) 児童生徒の通学路での見守り	○ こどもたちを交通事故や犯罪から守るため、保護者や地域住民、地域団体と協力し、通学路や生活道路での見守りを着実に進めます。これにより、児童生徒が安全に通学できる環境を整備します。

施策を推進するための主な役割	
地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常の近所付き合いにおけるあいさつや声かけを行い、お互いのことを気にかけるようにしましょう。 ○ 自治会・町内会や民生児童委員協議会、老人クラブ、こども会等、地域で活動する様々な団体で、要配慮者を含む地域住民を見守りましょう。 ○ こどもの安心・安全のため、住民が主体的に見守り活動を行いましょう。 ○ 認知症サポーターやゲートキーパー等への理解を深め、困ったり悩んだりした時には信頼できる誰かに相談できることを知っておきましょう。 ○ 日頃から自分が住んでいる地域に興味を持ち、地域の一員であるとの意識を持てるような近隣や地域との関係を構築しましょう。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員に対して見守りに関する研修等を行うとともに、事業所が所在する地域での見守り活動に参加しましょう。 ○ 福祉サービス事業者はその専門性を生かして、地域や関係機関と連携しながら見守り活動に取り組みましょう。 ○ 様々な集いの場に積極的に参加し、身近な地域の困り事を共有し、地域でできる解決方法を考えましょう。
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小地域福祉活動により、地域での見守りについて話し合う場づくりを継続して行います。 ○ 定例会への定期的な参加等を通じ、民生委員・児童委員の活動を継続して支援します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民や地域組織、事業所等の様々な見守り活動のさらなる強化と拡大をしていきます。 ○ 福祉情報の提供等により民生委員・児童委員の活動を継続して支援します。 ○ 認知症サポーターやゲートキーパー等の養成研修の実施により、地域における見守りの担い手の育成と若者への周知に積極的に取り組みます。

基本施策② 居場所と協働の拠点づくり

地域福祉の活動を活性化するため、誰でも気軽に参加できる雰囲気づくりや居場所づくりを推進します。住民が集い、交流できる拠点として地域内のサロン活動などを支援し、居場所の立ち上げや継続を地域と協働して進め、地域住民が安心して関われる環境づくりを進めます。

施策の内容	
(1) 地域におけるサロン等の居場所づくりの支援	○ 地域住民が気軽集まり、楽しく交流できる場として、サロン開催などの居場所づくりを支援します。これにより、地域住民同士のつながりを深め、住民同士の見守りや支え合いを促進します。また、認知症の人やその家族などが地域で気軽に集えるオレンジカフェの開催を推進し、地域住民への認知症に対する理解を広げる取組を進めます。
(2) 高齢者の通いの場の充実	○ 地域住民が主体的に集まる通いの場の普及啓発を行います。自主的な地域活動が充実することにより、介護予防の促進や地域の支え合いの関係性づくりを推進します。
(3) こどもの居場所づくり	○ 共働き世帯の増加や多様化するニーズに対応するため、小学生を対象とした児童ホームや、障害児のための放課後等デイサービス、地域で子どもたちが安心して過ごせる場であるこども食堂などの居場所を充実させ、子どもたちの生活環境を整えます。
(4) 子を持つ親の交流の居場所づくり	○ 子育て支援センター等、子育て中の親子が気軽集える場をつくるため、地域子育て支援拠点事業を実施します。これにより、保護者の交流する機会が促され地域における子育てのつながりを育み、孤立感を抱えない子育て環境づくりを進めます。

施策を推進するための主な役割	
地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会・町内会等において、みんなで気軽集える場や機会を作りましょう。 ○ 集いの場や交流の場に積極的に参加しましょう。ひとり暮らしの方や閉じこもりがちな方等にも参加してもらえよう、声かけや見守りを行いましょ。 ○ 集える場や機会を通して、地域の情報共有や配慮が必要な方の状態の確認等を行うようにしましょ。 ○ 多世代が交流する場へ積極的に参加しましょ。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所や福祉サービス事業者は、地域貢献の一環として、施設のスペースを地域の居場所づくりに貸すことや、地域住民も参加できる祭りや各種イベント等の開催に積極的に取り組みましょ。 ○ 事業所や福祉サービス事業者の立場で、地域の交流の場に積極的に出向きましょ。 ○ 多世代が参加できるイベントの実施を検討しましょ。

施策を推進するための主な役割	
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域における仲間づくり・居場所づくりとしての交流の支援に積極的に取り組みます。 ○ 保健・福祉・医療の連携による多様な福祉サービスの拠点であり、市民福祉の向上や世代間のふれあいの場となっている「大和高田市総合福祉会館(ゆうゆうセンター)」の利用について、継続的に情報発信を行うことにより積極的な利用につなげます。 ○ こどもの居場所となるこども食堂を開設しているボランティア団体に対して引き続き支援します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の居場所の立ち上げや運営の支援を継続的に行います。 ○ 地域の居場所で発見・把握された課題を関係機関と共有することにより、さらなる課題の解決に連携して取り組みます。

基本施策③ 情報共有・意見交換の場づくり

包括的な支援体制整備を推進するため、地域課題について話し合う協議の場を開催するとともに、居場所の充実を通じて、住民間の情報共有や意見交換の場を整備します。また、地域の実情に応じた連携体制づくりを支援します。

施策の内容
<p>(1) 協議の場の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会や民生委員・児童委員、事業者など関係団体の参加による協議の場を開催します。この会議を通じて、地域課題の解決に向けたネットワークの構築や、地域づくり、資源開発などを進めます。
<p>(2) 近隣における情報共有・意見交換の場づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会や町内会など地域組織の会合、日常的な近所付き合いの場としての茶話会などを活用し、地域住民同士の情報共有や意見交換を促進します。これにより、住民間のつながりを深め、地域課題の共有化を進めます。
<p>(3) 地域の居場所における情報共有・意見交換の場</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に設けられたサロンや居場所を通じて、地域住民が気軽に情報を共有し、意見を交換できる機会の拡充を目指します。居場所活動を中心に地域の課題やニーズを共有する仕組みを整えます。
<p>(4) 多世代参加による交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 趣味活動やスポーツのサークル・クラブを支援し、世代を超えて楽しめる活動の場を提供します。また、多世代の住民がともに参加できるイベントや集いを支援して、世代間交流を促進します。これにより、地域の連帯感を育み、地域全体で支え合いの心を育てます。

施策を推進するための主な役割	
地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域組織の諸活動や日常の近所付き合いにおいて、近隣の方の様子やそれぞれの悩みや困り事等を情報共有しましょう。 ○ 自治会・町内会等の地域組織の会合や近隣との茶話会等の機会を利用して、情報共有と意見交換を行いましょ。 ○ ひとり暮らしや閉じこもりがちな人の様子を気にかけて合えるよう、地域や近所付き合い、地域組織の活動のなかで配慮するようにしましょ。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所や福祉サービス事業者は、日常におけるサービスの提供の際に、住民の悩みや困り事を聞くことがあります。その悩みや困り事が地域の課題である場合は、地域ケア会議や地域組織の会合等で話し合えるようにしましょ。 ○ 地域の関係機関・団体が横のつながりを持ち、情報交換や交流のできる機会・場をつくりましょ。
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ さらにサロン活動を拡大し、情報共有や意見交換の場づくりに努めます。 ○ 地域組織とのネットワークのなかで、地域やそれぞれの世帯の悩みや困り事が共有できる場や機会を継続的に支援します。 ○ 高齢者、障害者、こども・子育て家庭、生活困窮者等には常に配慮し、一人ひとりのニーズの把握・相談受付や関係機関との連携を図ります。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「地域ケア会議」をはじめ協議の場を開催し、地域課題の把握や解決に向けたネットワークの構築と地域づくりの整備に努めます。 ○ 自治会・町内会等の地域組織の会合や、近隣住民との日常の茶話会等の機会を利用して情報共有や意見交換の場づくりを行うように勧奨します。 ○ 人権啓発と地域福祉推進の拠点である隣保館や、市民協働の拠点である市民交流センター等、地域における多世代の多様な活動を引き続き支援します。(隣保館は、東部人権文化センター・西部文化センター・北ふれあいセンター・東雲総合会館です。) ○ 市社協や事業所、地域組織と引き続き連携して、高齢者、障害者、生活困窮者等の悩みや困り事を把握し、適切な情報共有に努めます。

基本施策④ 助け合い・支え合いの心の醸成

地域の日常生活における助け合い・支え合いの精神を地域住民に根付かせることを目指します。互いを思いやりながら誰もが安心して住み続けられる地域づくりを進めます。

施策の内容	
(1) 学校教育における助け合い・支え合いの心の醸成	○ 小中学校と地域にある社会福祉施設、市社協などが連携し、児童生徒を対象に地域福祉に関する教育や福祉体験の機会を提供します。これにより、次世代を担う子どもたちの助け合い・支え合いの心を育むことを推進します。
(2) 地域福祉活動に関する情報の提供	○ 自治会や町内会などの地域組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体、老人クラブなどが行う見守り活動やサロン活動について、広く情報を発信します。これにより、地域福祉活動への理解を深め、住民の関心を高める普及啓発に努めます。
(3) 生涯を通じた福祉に関する学びの充実	○ 地域住民が福祉について関心を持ち続けられるよう、身近なテーマを設定した講演会や福祉体験を開催します。これらの学習機会を通じて、福祉への理解を深め、生涯にわたる学びの場を充実させます。

施策を推進するための主な役割	
地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ こどもへの家庭教育のなかで、助け合いや支え合いについて、親子共に考えるようにしましょう。 ○ 高齢者、障害者、こども、妊産婦等の配慮を必要する方への助け合いや支え合いについて、具体的にどのようなことができるかを考えましょう。 ○ 地域住民がお互いに、それぞれの多様なあり方を認め合いましょう。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉に関する理解と関心を深め、地域の福祉ニーズは何かを検討し、福祉課題の解決に向けて取り組みましょう。 ○ 地域団体・組織が連携し、地域住民がともに支え合える地域づくりを進めましょう。
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支え合いや助け合いについて、理解を深めるための勉強会等を引き続き開催します。 ○ 地域における福祉ニーズの把握に努め、関係機関と情報共有し、福祉課題の解決にさらに取り組んでいきます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域福祉に関する理解を促進するために、学習機会の提供、情報の発信、広報誌等による普及啓発に引き続き努めます。

施策の方向性 2-2 地域ネットワーク機能の強化

- 本市では、少子高齢化や担い手不足、さらには多様化するライフスタイルや近隣住民との関わりの薄まりから、自治会や町内会、老人クラブ、こども会といった地域組織への加入率が低下する傾向が見られます。こうした状況を受け、地域福祉の視点から地域組織の在り方を見直し、住民一人ひとりが参加し、地域全体が活性化するための取組が重要です。

- 地域ケア会議（高齢者分野）、自立支援協議会（障害者分野）、要保護児童対策地域協議会（こども・子育て分野）など、分野ごとの関係者ネットワークに加えて、市社協をコーディネーターとして地域づくりを進めることが求められています。こうした仕組みを活用し、地域課題の共有や関係者の顔が見える関係を構築することで、福祉課題の解決に向けた取組を進める必要があります。

基本施策① 地域組織の活動支援

近隣同士の助け合い・支え合いを地域全体で推進していくためには、地域組織のもつ意義を改めて確認し、その活性化を図ることが必要です。地域住民同士の連携や絆を一層深めることにより、自助や互助を基盤とする地域福祉活動を推進します。

施策の内容	
(1) 地域組織への参加促進 ○ 自治会や町内会、老人クラブ、こども会など、地域組織への参加を促進するため、これらの組織が持つ役割や重要性、そして地域活動の意義を広く啓発します。これにより、住民一人ひとりが地域活動に参加する意識を高め、地域のつながりを強化します。	
(2) 地域組織の活動支援 ○ 自治会や町内会をはじめとする地域組織がその活動を円滑に進められるよう、行政、市社協、事業所などが連携して、多方面から支援を行います。これにより、地域活動の活性化を図り、地域全体で福祉課題に対応できる仕組みを整えます。	

施策を推進するための主な役割	
地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会・町内会をはじめ老人クラブやこども会等の参加促進に努めます。 ○ 地域組織の諸活動に積極的に参加しましょう。 ○ ひとり暮らしの方や閉じこもりがちの方等にも参加してもらえるよう、声かけや見守りを行いましょう。 ○ 地域組織での活動や交流の機会を通して、地域での情報共有や配慮が必要な方の状態の確認等を行うようにしましょう。 ○ 地域福祉活動に興味を持ったときは、身近な活動から参加してみましよう。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所や福祉サービス事業者は、地域活性化に寄与するために、地域組織の諸活動の運営支援に積極的に取り組みましよう。 ○ 事業所や福祉サービス事業者の立場で地域組織の諸活動や交流の場に積極的に参加しましょう。 ○ 地域行事等の際には、誰もが参加しやすい雰囲気をつくりましよう。

施策を推進するための主な役割	
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉の視点から地域組織と関わり、福祉に関係するイベントやサロン等の開催に引き続き努めるとともに、支援を必要とする方の把握や情報共有により、地域組織の活性化につなげます。 ○ 小地域福祉活動のさらなる活性化に取り組みます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域のつながりの希薄化や地域住民の多様なライフスタイルや個々の状況を認識しながら、自治会・町内会をはじめ老人クラブ等の地域組織や諸活動へのさらなる参加を促します。

基本施策② 関係団体・関係者間の連携強化

包括的な支援体制整備を通じて、地域共生社会の実現を目指します。地域福祉に関わる団体や関係者が相互に顔の見える関係を築き、多様で重層的な地域住民の困り事や課題を把握し、各種会議や協議会を通じて情報を共有します。また、地域課題の解決に向けて、市社協の機能を強化するとともに、民生委員・児童委員との連携を一層進めていきます。

施策の内容
<p>(1) 地域課題の把握と情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治会や町内会などの地域組織と行政、市社協、関係機関が協力して、会議や協議会を活用したネットワークを構築します。これにより、地域の福祉課題を共有し、情報共有と連携を強化して、具体的な取組を進めます。
<p>(2) 市社協によるネットワーク機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市社協が地域福祉の中心となり、地域組織や民生児童委員協議会連合会、老人クラブ連合会、ボランティア連絡協議会、NPO法人などと連携し、互いの活動を支え合う関係づくりを進めます。また、地域課題の共有や協働の場づくりを通じて、地域における関係団体・関係者間のネットワークを一層強化します。

施策を推進するための主な役割	
地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者、障害者、子ども・子育て家庭等、様々な方への支援について、当事者目線での支援のあり方を地域住民とともに検討し、生活支援体制の整備につなげましょう。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉サービス事業者はその専門性を生かして、ネットワークの構築に寄与しましょう。
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域組織や各種団体と連携して、地域の情報と課題を共有し解決に向けた支援体制を構築するネットワークづくりに、引き続き取り組みます。 ○ 市社協職員が地域福祉についての専門的な知識や理解を深め、住民の思いに寄り添いながら、地域の様々な団体や関係者と連携・協働して、より良い地域づくりに取り組みます。

施策を推進するための主な役割	
市	○ 市社協と連携して、地域組織活動への参加や協同により発見・把握された問題を関係機関と共有することに努め、関係機関と連携・協働を継続して地域課題の解決に取り組めます。

施策の方向性 2-3 社会参加の推進

- ひとりでも多くの市民が地域社会への活動に興味を示し参加できるように市民の地域活動への参加促進を図るとともに、若年層や勤労者層、高齢者などが社会参加をすることで地域福祉の活性化につなげていきます。

基本施策① 社会参加の支援

社会参加を推進するため、初めてでも気軽に参加できるよう情報の発信や、地域活動の機会を提供する等、きっかけづくりや参加機会の拡充を図るとともに、地域において孤立している人の見守りや支援を進めます。

施策の内容
(1) 地域福祉活動への参加機会の拡充 ○ 自主的な地域福祉活動を行っている人たちやこれから活動しようとしている人たちに対して、活動の情報提供の充実を図ります。
(2) 多様な地域資源とのマッチング ○ 既存の社会参加に向けた事業では対応できない本人のために、本人やその世帯のニーズや抱える課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューのコーディネートをし、マッチングを行います。
(3) 孤独・孤立対策の推進 ○ 地域において孤立している人の見守りや、課題が深刻化する前に地域や関係機関が連携し、早期発見を行うとともに、様々な課題に応じた支援体制の整備を進めていきます。

施策を推進するための主な役割	
地域住民・地域組織	○ 学生や企業に勤める方も地域の一員として、地域活動に参加しましょう。 ○ 地域の中で孤立している人がいたら、どのように関わっていくべきか、地域で考えましょう。
事業所等	○ 地域の行事やイベントなどに積極的に参加しましょう。 ○ 地域に必要な取り組みについて考え、地域づくりに参加しましょう。
市社協	○ ボランティア団体等の情報を提供し、活動の活性化に向けた支援を行います。 ○ ひきこもりや支援を必要とする人に対し、必要な支援を行い、関係機関につなげます。

施策を推進するための主な役割	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域活動に参加するきっかけづくりの機会を設け、市民が活躍できる場を見つける機会の充実に努めます。 ○ 地域活動に参加するきっかけづくりの機会を設ける市民や団体の活動を支援します。 ○ ひとり暮らしの高齢者や閉じこもりがちな人など、社会的に孤立する可能性のある人に対する支援体制を構築します。

施策の方向性 2-4 多様な主体との連携促進

- 福祉に対するニーズや問題が多様化・複合化する中、課題の把握と解決には、行政だけでなく、住民、サービス事業者、市社協、民間団体、企業など、地域福祉を構成する様々な立場の人々が、分野を超えて連携することが必要です。本計画では、こうした多様な主体が連携できるよう促進します。

基本施策① 多様な主体との連携づくり

複合的な課題や、現行の支援制度がない又は不十分といった制度の狭間の課題が顕在化していることから、分野を超えた多職種・多機関による支援ネットワークの強化を促進します。

施策の内容
(1) 多機関協働の推進 ○ 高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮等の対象者ごとの各種相談支援体制の充実に図るとともに、相談支援機関相互や関係機関との情報共有、役割分担により多様な主体との連携を促進します。

施策を推進するための主な役割	
地域住民・地域組織	○ 支援が必要な人がいたら、地域の関係機関・団体や市へ連絡しましょう。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の関係機関・団体が横のつながりを持ち、情報交換や交流のできる機会・場をつくりましょう。 ○ 地域の中で、様々な団体や企業などと連携する機会をつくりましょう。
市社協	○ 関係機関・団体と協働し合えるネットワークづくりのために、各関係機関・団体との会議に参加し、連携する機会を作ります。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援機関相互の連携を強化し、情報共有、役割分担により包括的な相談支援体制を構築します。 ○ 自治会や民生委員・児童委員、民間事業者などが、円滑に相互交流できる情報提供・情報共有及び活動の支援を行います。

施策の方向性 3-1 相談支援体制

- 住民一人ひとりが抱えるさまざまな悩みや困難に対して、関係機関が連携して対応し、相談内容に応じた適切な支援に結びつけることが必要です。そのため、縦割りの対応ではなく、横断的かつ包括的な支援体制を構築していくことが求められています。

基本施策① 相談支援体制の充実

地域住民が身近に相談できる体制を強化するため、民生委員・児童委員の役割や活動内容について市民への周知を進めます。また、行政窓口、市社協、各種専門相談機関における対応力を向上させるため、それぞれの機能強化と職員の資質向上に取り組みます。さらに、地域共生社会の理念に基づき、多様な相談内容に対して柔軟に対応し、適切な支援へつなぐ包括的な相談支援体制を構築する取組を推進します。

施策の内容
<p>(1) 包括的な相談支援体制をめざす取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政の福祉関連窓口や地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、子育て相談センター、市社協、県の相談機関などの専門相談機関との連携を強化します。これにより、情報や課題を共有しながら、相談内容に応じた適切な支援へとつなげる横断的な支援体制を進めます。
<p>(2) 地域における相談体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民生委員・児童委員による生活相談や心配ごと相談等の相談体制の充実を図るとともに、地域組織が担う諸活動や住民同士の日常的な交流の中で、悩みや困り事を気軽に相談できる環境を整備します。さらに、相談内容に応じて、必要な場合には行政機関や専門機関につなげ、地域全体での助け合いや支え合いを推進します。
<p>(3) 市社協における相談支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市社協のふれあい総合相談事業を活用し、生活や健康に関わる相談を受け付け、相談内容に応じた適切な支援につなげる取組を充実させます。また、司法書士や弁護士による専門的な法律相談（予約制）を実施し、法的な問題など専門的な課題への対応も強化します。

施策を推進するための主な役割	
地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 悩みや困り事があるときは一人で抱え込まずに、民生委員・児童委員や家族・親せきをはじめ、地域組織、行政や市社協等へ相談するようにしましょう。 ○ 地域組織の諸活動や近所付き合いにおいて、お互いの悩みや困り事を把握するとともに、必要に応じ、行政や市社協、専門機関等へ相談をつなぐようにしましょう。 ○ 日頃から周囲の方々とコミュニケーションを図り、相談できる相手をつくりましょう。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所や福祉サービス事業者は、日常におけるサービスの提供の際に、住民の悩みや困り事を聞くことがあります。できるだけ悩みや困り事に耳を傾け、深刻な悩みや困り事の場合は行政や市社協、専門機関等へ相談をつなぐようにしましょう。 ○ 高齢者、障害者、こども・子育て家庭、生活困窮者等、世帯の状況により悩みや困り事は様々です。常日頃から職員が悩みや困り事の多様性を意識し、それぞれの世帯の状況に合わせた対応を心がけましょう。
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仲間づくり・居場所づくりとしてのサロン活動を通して、地域住民の悩みや困り事のさらなる把握に努めます。 ○ ふれあい総合相談事業により、引き続き、悩みや心配ごと、健康や生活、法律に関する相談を受け付け、適切な支援へつなげます。 ○ 高齢者、障害者、こども・子育て家庭、生活困窮者等には常に配慮し、生活相談や心配ごと相談などの各種相談窓口事業を活用しながら、悩みや困り事等を把握し、相談受付や行政や関係機関との連携を継続的に図ります。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 窓口相談や、市社協や事業所、委託相談支援事業、専門相談機関や地域組織と連携を強化することで、高齢者、障害者、こども・子育て家庭、生活困窮者等の悩みや困り事の把握に努めます。

施策の方向性 3-2 様々な媒体を活用した情報提供の充実

- 少子高齢化の進行に加えて、独居高齢者や高齢者のみ世帯の増加、若い世代や壮年層の就労形態の変化、ライフスタイルの多様化が進む中で、住民一人ひとりが抱える課題がより複雑化し、多岐にわたる状況となっています。そのため、こうした多種多様な課題に対応するための適切な情報提供の充実が求められています。

基本施策① 情報発信の充実

市民に必要な情報が確実に届くよう、市の広報誌やホームページなどの情報発信媒体を充実させ、発信体制の整備を進めます。また、高齢者や障害のある方に向けた情報提供については、サービス提供事業者等と協力し、情報内容を年代や障害の状態に応じてきめ細かく整理し、多様な媒体を活用して提供します。これにより、住民一人ひとりが必要な支援やサービスを適切に利用できる環境を推進します。

施策の内容	
(1) 情報発信と啓発の推進	○ 広報誌やホームページ、行政窓口での情報発信を充実させるとともに、高齢者や障害者など情報弱者になりやすい方にも配慮した内容を提供します。また、国が実施する福祉に関する啓発期間の活動との連携や、市主催のイベントの機会を活用することで、地域住民の福祉に対する意識や関心の向上を進めます。
(2) 必要とされる方に届く情報提供体制づくり	○ 行政、市社協、地域組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体などが連携し、行政からの福祉関連情報が必要とされる方に確実に届く仕組みの構築を進めます。これにより、住民一人ひとりが適切な情報を得られる体制づくりを図ります。
(3) 相談窓口の情報提供	○ 育児や介護、障害、生活困窮などそれぞれの世帯が抱える悩みに関して、相談窓口の情報を住民が得やすい環境を整備します。広報誌やホームページへの相談窓口情報の掲載、公民館や地域の事業所へのポスター掲示などを行い、必要な情報が住民に広く伝わる仕組みづくりに努めます。

施策を推進するための主な役割	
地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉に関する情報について、広報誌やホームページ、回覧板等を通して常日頃から関心を持つようにしましょう。 ○ 行政や市社協、専門機関等の相談窓口がどこにあるのかをふだんから把握するとともに、悩みや困り事等がある場合は相談するようにしましょう。 ○ 高齢者や障害者、ひとり暮らしや閉じこもりがちな人に対して、福祉に関する情報が適切に届くよう、近所付き合い、地域組織の活動等において配慮するようにしましょう。

施策を推進するための主な役割	
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所や福祉サービス事業者は、行政が発信する情報が地域住民に行き届くよう協力しましょう。 ○ 事業所等は職員に対して福祉への理解と関心を高めることにより、福祉関連情報を地域に発信できるように取り組みましょう。 ○ 福祉サービス事業者はその専門性を生かして、必要とされる方へ確実に情報が届くように心がけましょう。
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ SNS等の活用を通して、福祉関連情報の発信強化に取り組みます。 ○ 地域組織やボランティア団体等とのネットワークのなかで、福祉関連情報が地域住民に共有されるように継続的な情報発信に取り組みます。 ○ 高齢者、障害者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等に対して、ホームページ・社協だより・SNS等を活用し、適切な情報が届くように引き続き努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉関係窓口や広報誌、ホームページ等における情報発信の充実に引き続き努めます。 ○ 国が実施する福祉に関する様々な啓発期間とも連動してロビーでのパネル展示や広報誌への記事掲載等の活動を実施することにより、福祉に関する意識を高め、地域における助け合い・支え合いの取組を継続して促進します。 ○ 高齢者、障害者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等に対して、市社協や事業所、地域組織、関係機関等と連携を強化し、必要な情報が届くように努めます。

施策の方向性 3-3 安全・安心な地域づくり

- 高齢化や核家族化が進む中、高齢者や障害者、子ども・子育て家庭など、支援が必要な人々に対して、災害時における支援体制の充実が求められています。地域内での助け合い・支え合いの関係を深めることが重要です。
- 地域福祉活動や日常生活の場面において、感染症予防対策に取り組むことが必要です。
- 高齢者や障害者、子ども・子育て家庭などが利用できる福祉サービスのさらなる充実が求められています。
- 住民が安心して暮らせるために、生活環境の整備や公共交通機関など移動手段の充実が欠かせません。

基本施策① 災害時の支援体制と感染症対策の推進

地域での助け合いや支え合いを普段から進め、災害が発生した際には、その関係を活かして要配慮者の安否確認や支援ができるよう、個人情報保護法等関連規程を遵守しつつ情報共有の仕組みを整備します。また、市社協を中核として災害ボランティア受け入れ体制を強化するとともに、福祉避難所を確保し、在宅介護や障害のある方など配慮を必要とする人々に対応できる体制づくりを進めます。さらに、感染症への備えとして、必要な情報を提供し、引き続き、感染症予防を広報・啓発する取組を進めます。

施策の内容
(1) 災害時要配慮者の把握と情報の共有 ○ 豪雨や地震などの災害時に、高齢者、障害者等の配慮を要する人への適切な対応が取れるよう、避難行動要支援者名簿の整理を進めます。個人情報の取り扱いに十分留意しつつ、民生委員・児童委員等の関係機関との情報共有を行い、災害時の迅速かつ的確な支援に努めます。
(2) 地域の防災体制の促進 ○ 地域の自主防災組織等が要配慮者支援における避難誘導や救助、援護、避難所の運営などを行えるよう、防災体制の充実を進めます。住民参加型の取組を通じた地域全体の防災力向上を図ります。
(3) 災害ボランティア活動の促進 ○ 大規模災害が発生した際、市社協を中核機関として速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げ、円滑に運営できる体制を整備します。この体制を通して、災害発生時には迅速かつ効果的にボランティアを受け入れ、活用します。
(4) 福祉避難所の確保 ○ 避難所生活において、在宅で介護・医療等の特別な配慮を必要とする方を対象とする「福祉避難所」の確保を進めます。利用可能な施設の状況を調査・把握したうえで、協力を得られる施設と福祉避難所に関する協定を締結し、必要な備えを進めます。
(5) 防災意識の高揚 ○ 学校や地域において、防災・減災をテーマにした取り組み事例や知識の紹介を通じて、防災学習を推進します。また、家庭や地域で水害・土砂災害・地震などを想定した最適な避難行動を考え、ハザードマップを活用した事前の話し合いを促進します。
(6) 感染症対策の推進 ○ 感染症に対して、日常生活や地域福祉活動の場で必要な情報提供や支援を行います。

施策を推進するための主な役割	
地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常の近所付き合いや見守り活動等を通して、災害時に支援や配慮が必要な方の状況を把握しましょう。 ○ 防災学習や防災訓練等に積極的に参加しましょう。 ○ 家庭においても、常日頃からハザードマップの確認や緊急時に必要な飲食物・備品・薬等の準備をしておきましょう。 ○ 常日頃から災害に関する情報収集を心がけ、いざというときに命を守る行動をどのようにとるべきか考えておきましょう。 ○ 生活場所の災害リスクの把握や適切かつ迅速な避難ができるよう避難場所の確認を行いましょ。 ○ 感染症の拡大防止と感染予防に努めましょ。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員に対して、災害に関する教育や各種訓練等に取り組みましょ。 ○ 福祉サービス事業者においては、いざというときには高齢者や障害者等、専門的な対応を要する人への支援に協力ましょ。 ○ 防災訓練を実施する等、地域の災害への意識を高めましょ。 ○ 感染症の拡大防止と感染予防に努めましょ。
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害ボランティアの登録制度を進め、地域福祉の観点から防災に関する学習の機会の提供に努めつつ、防災・減災の意識啓発に取り組むために、いざというときの助け合い・支え合いの体制づくりを推進ましょ。 ○ 災害時にはボランティアの受け入れ窓口となるため、いざというときの想定による運営訓練を実施する等、ボランティアセンターの設置や運営に関する体制づくりに継続的に取り組みましょ。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「ハザードマップ」をはじめとする広報物や掲示物、ホームページの活用等により、防災に関する情報を継続的に発信し、住民に周知ましょ。 ○ 避難行動要支援者名簿の整備と更新及び情報の適切な活用場の整備を行いましょ。 ○ 地域における自主防災組織の設立と運営の支援を継続的に行いましょ。 ○ 自主防災組織ごとの防災訓練を推奨し、実施に関する支援を継続的に行いましょ。 ○ 小中学校・自治会等への防災出前講座の積極的な受け入れを引き続き行いましょ。 ○ 災害時の各避難所については、高齢者や障害者等の要配慮者の受け入れ等と、感染症予防を想定した運営に努めるとともに、福祉避難所について、連携を強化しつつ、社会福祉法人等に協力を要請し、その確保に努めましょ。

基本施策② 福祉サービスの充実

高齢者福祉、障害福祉、こども・子育て支援などの各種福祉サービスについて、必要な人が必要なときに適切なサービスを受けられるよう、サービスの提供体制を整備し、その質を向上させます。

施策の内容	
(1) 高齢者へのサービスの充実	○ 地域包括ケアシステムをさらに深化させ、地域共生社会の実現に向けて、地域包括支援センターの機能強化を進めます。また、介護予防や重度化防止を目的とした取組や在宅医療・介護連携を推進するとともに、介護保険サービスの量と質の確保に努めます。
(2) 障害のある人へのサービスの充実	○ 障害の度合いや社会参加へのニーズに応じた適切な支援ができるよう、障害福祉サービスの提供体制を整備し、サービスの量と質を充実させます。
(3) こども・子育て支援の充実	○ こどもの健やかな成長を支えるための保育や教育環境を充実させるとともに、子育て家庭に対する多面的な支援を行います。こども・子育て支援事業に関する各種サービスの量と質の確保を進めます。

施策を推進するための主な役割	
地域住民・地域組織	○ 福祉サービス利用者（受け手）と提供者（支え手）との関係だけでなく、住民それぞれができる役割等を考え、誰もが地域の一員として主体的に活動でき、互いに補いあえるという意識を持ちましょう。 ○ 高齢者や障害者、認知症の人等について、我が事としてとらえ、みんなで支え合う意識を持ちましょう。 ○ 介護予防や介護保険などのサービスを適切に利用しましょう。
事業所等	○ 福祉サービス事業者はそれぞれの専門性を生かして、福祉の理念に基づいたきめ細やかなサービスの提供と職員の資質の向上に努めましょう。
市社協	○ 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）、生活福祉資金貸付事業、福祉用具貸出事業、訪問理美容サービス事業、子育てサポート事業等の各種事業による支援を継続的に行います。 ○ 障害者や障害児を対象としたホームヘルプサービス事業及び子育て世帯訪問支援事業をさらに進めていきます。

施策を推進するための主な役割	
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉サービス利用者の状態に応じた横断的な支援体制によるサービスの提供ができるよう、引き続き関係機関との連携を強化します。 ○ 引き続き関係機関と協働しながら福祉サービス事業者の適切な指導や助言、情報提供を行い、地域における福祉サービスの維持・向上に努めます。

基本施策③ 誰もが住みやすい環境づくり

公共施設や歩道などのバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を進め、高齢者や障害者の住環境の改善を図ります。また、公共交通機関やコミュニティバスなどの移動手段を充実させることで、地域住民がそれぞれの暮らしの場で安心して住み続けられるまちづくりを推進します。

施策の内容	
(1) バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	
○ 公共施設や歩道の改修や新設を行う際には、すべての人が利用しやすい環境を整えるため、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進します。これにより、高齢者や障害者を含む幅広い住民が安心して利用できる地域づくりを進めます。	
(2) 住まいの安全・安心対策の推進	
○ 高齢者や障害者が住まいで安全かつ安心して暮らせる環境を確保するため、住宅のバリアフリー化を支援します。これにより、住まいの環境を整え、住み続けやすい地域づくりを進めます。	
(3) 移動手段の充実	
○ 住民が日常の移動に困らないよう、コミュニティバスや公共交通機関の充実を進め、移動手段の確保を図ります。また、地域の事業所が行う自主的な移動支援活動や、地域住民の助け合いによる移動支援活動の立ち上げについて、関係機関との連携を図りながら、必要に応じて支援を行います。	

施策を推進するための主な役割	
地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誰もが安心して暮らせるよう、必要に応じて住宅改修に努めましょう。 ○ 今後、地域にどのような移動支援が必要かを話し合いましょう。 ○ 公共交通機関やコミュニティバスを積極的に利用しましょう。 ○ 歩行や移動で困っている人には、手を差し伸べましょう。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所の建物・設備等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努めましょう。 ○ 事業所等の活動を通して、移動支援活動について貢献できることはないか検討しましょう。

施策を推進するための主な役割	
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化について、引き続き、普及啓発に努めます。 ○ 移動に支援を必要としている人や配慮を必要とする人等の状況の把握に引き続き努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共施設や歩道等の新設や改修の際には、引き続き、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努めます。 ○ 市民のニーズに応えられる公共交通網の整備・維持を引き続き行うとともに、高齢者、障害者、子どもや妊産婦等の交通弱者への対策を積極的に講じます。

施策の方向性 3-4 セーフティネット機能の強化

- 生活に困難を抱える人がさらに厳しい状況に陥ることがないように、生活の支援につながるセーフティネット機能の充実が求められています。
- 障害者やひとり親家庭など、経済面や就労面で支援が必要な方に加え、既存の制度では対応しきれない方や制度の狭間にある方々に対する支援を充実させる必要があります。
- 高齢者や障害者、子ども、犯罪や非行をした人など全ての市民の人権が尊重される地域づくりが求められています。そのため、虐待や家庭内暴力を防ぎ、権利擁護を進める取り組みが必要です。

基本施策① 困難を抱える人への支援

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、支援を必要とする人が孤立することのない体制づくりを進めます。そのために、支援が必要な人の状況や情報を地域全体で共有しながら、適切な支援が行き届くよう取り組みます。

施策の内容
<p>(1) 地域におけるセーフティネット機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市社協、民生委員・児童委員や福祉サービス事業者等との連携により、高齢者、障害者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等に関して、地域での見守り体制や必要な支援の検討等、命と暮らしを守る地域のセーフティネット機能の強化に取り組みます。 ○ 支援を必要とする高齢者、障害者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等の生活実態の把握に努めます。
<p>(2) 制度の狭間等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮者自立支援制度を活用しつつ、制度の狭間にいる方や既存の制度や支援では対応が困難な方も含め、対象者を限定しない総合相談を行います。住まいや就労、経済的な課題に向き合い、自立に向けた支援を進めます。
<p>(3) 障害者やひとり親家庭への支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就労や経済面で支援を必要とする障害者やひとり親家庭を対象に、行政担当課を窓口として支援体制を整備します。必要な相談や支援が迅速に供給される仕組みづくりを進めることで、これらの方々が抱える課題を解消する取組を推進します。

施策の内容	
(4) 再犯防止等に関する活動の推進 ○ 犯罪や非行をした人が地域社会の中で孤立することなく生活の安定が図られるよう、それぞれが抱える課題に応じた息の長い支援に努めます。	

施策を推進するための主な役割	
地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日常の近所付き合いや見守り活動等を通して、支援が必要な方の状況を把握し、必要に応じて様々な制度や支援につなげるようにしましょう。 ○ 地域組織において、支援を必要とする方に対して可能な支援の検討をし、必要に応じて様々な制度や支援につなげるようにしましょう。 ○ 再犯防止や更生保護について、正しく理解しましょう。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者や子ども・子育て家庭について理解を深め、職場環境の改善につなげましょう。 ○ 障害者雇用の可能性を模索し、積極的な雇用に努めましょう。 ○ 日常的な活動の中で心配な人がいたら、適切な相談窓口へつなぎましょう。
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ ふれあい総合相談事業により、地域住民の悩みや困り事の把握に努め、必要に応じて様々な制度や支援に引き続きつなげていきます。 ○ 生活福祉資金貸付事業により、民生委員・児童委員と連携して、支援が必要な人の経済的支援を継続的に行います。 ○ 犯罪や非行をした人の相談を受け付け、自立に向けた支援を行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制度や対象者によって制限することのない総合相談を行い、住まいや就労、経済面等について自立に向けた支援をさらに進めていきます。 ○ 支援を必要とする高齢者、障害者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等の生活実態の把握に努め、必要に応じて様々な制度や支援に引き続きつなげていきます。 ○ 犯罪や非行をした人が地域で孤立することがないように、住民の理解を深めるため再犯防止や更生保護に関する取組の周知を行い、理解促進を図ります。 ○ 保護司会や更生保護女性会などの地域関係団体の活動を支援するとともに、必要に応じ適切な支援を行います。

基本施策② 虐待や暴力の防止

配偶者への暴力や高齢者、障害者、子どもなどへの虐待を防ぐため、通報や相談を受け付ける体制を強化します。また、関係機関の連携によるネットワークを構築し、問題の早期発見と迅速な対応を可能にする仕組みづくりを推進します。

施策の内容	
<p>(1) 虐待や暴力の防止に関する啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者、障害者、子どもなどへの虐待防止を目的とした啓発活動を行い、地域における防止意識を高めます。また、DV（配偶者暴力）、ストーカー行為、セクシャルハラスメント（セクハラ）などの防止に関する情報発信や啓発活動を進め、すべての市民の人権が尊重される地域づくりを推進します。 	
<p>(2) 早期発見・早期対応の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民や地域組織、民生委員・児童委員、各種関係団体との連携を強化し、見守り活動や情報共有を通じて問題や課題の早期発見に努めます。さらに、警察などの専門機関とも連携を図り、虐待や暴力への迅速な対応が可能な体制の充実を進めます。 	

施策を推進するための主な役割	
地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ ふだんの生活において周囲の虐待や暴力に気にかけるようにして、虐待や暴力の疑いのある場合は行政等の担当窓口や警察等の専門機関に相談しましょう。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員に対して虐待や暴力に関する教育を推進し、虐待や暴力の防止と啓発に努めましょう。 ○ 虐待の可能性や支援を必要とする人に気づいたら見守り、相談を行い、必要に応じて通報しましょう。
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ ふれあい総合相談事業により、虐待や暴力の実態や把握に努め、必要に応じて様々な制度や支援につなげます。 ○ 職員に対して虐待や暴力に関する教育を継続的に推進し、虐待や暴力の防止と啓発に努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き福祉関係担当課を中心に、高齢者、障害者、子ども等に関する虐待や暴力の相談を受け付け、必要に応じて警察等の専門機関と連携して早期対応・早期解決に努めます。 ○ 職員に対して虐待や暴力に関する教育を継続的に推進し、虐待や暴力の防止と啓発に努めます。

基本施策③ 権利擁護の推進

高齢化の進行に伴い、認知症の人や判断能力に不安のある方々が増えています。また、知的障害や精神障害を持つ方々への権利擁護の充実が求められています。こうした方々が自身の権利や財産を守れるよう、成年後見制度の利用を促進し、権利擁護を進めます。

施策の内容	
<p>(1) 成年後見制度の利用促進</p> <p>○ 成年後見制度の利用を広げるため、権利擁護に関する知識の普及・啓発や成年後見人等への報酬助成を実施します。また、市長申立による利用支援や相談窓口の周知、必要な方への制度利用支援、後見開始後の継続的な支援体制の整備を進めます。さらに、市社協との連携を強化し、成年後見制度に関する広報活動や相談支援体制の充実に努めます。</p>	

施策を推進するための主な役割	
地域住民・地域組織	<ul style="list-style-type: none"> ○ いずれ自分や家族も利用するかもしれないという心構えを持ち、成年後見制度について理解を深めましょう。 ○ 成年後見制度の利用が必要な方に対して、行政の担当窓口等に相談するように勧めましょう。
事業所等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 職員に対して成年後見制度への理解を促進しましょう。 ○ 成年後見制度の利用が必要な方に対して、行政の担当窓口等に相談するように勧めましょう。
市社協	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度の利用の必要が認められる方に対しては、行政や専門機関と引き続き連携して対応します。 ○ 福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）により、認知症の人、知的障害者、精神障害者等、判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの利用手続きや日常の金銭管理等を継続して支援します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市社協と連携を強化し、市民や専門職を対象とした研修の開催により権利擁護に関する知識の普及啓発に取り組み、また利用支援や相談窓口の充実等を進めます。 ○ 福祉関連計画全般を通して成年後見制度の利用促進に引き続き取り組みます。 ○ 成年後見支援センターを中心に、協議会の設置を目指し、地域連携ネットワークの構築を目指します。 ○ 成年後見人等と地域の関係者等が協力し、日常的に高齢者、知的障害者、精神障害者を見守り、自らの意志や状況に応じて地域で暮らすことができるように継続して努めます。

第5章 重層的支援体制の整備

1 重層的支援 体制整備事業 実施の経緯

少子高齢・人口減少社会が急速に進展する中、家族や就労の形態、ライフスタイルの多様化等により、地域ではこれまで以上に住民同士のつながりの希薄化が憂慮されるとともに、支え合い機能の脆弱化や、地域の担い手不足等が進んでいます。その中で地域社会の基盤の再構築を視野に入れ、対象者の世代や属性を問わない相談支援や多様な社会参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が令和3年4月より創設されました。

この事業の目標は、社会的孤立や育児と介護のダブルケア、8050問題など、従来の高齢者・障害者・こども・生活困窮者といった対象者別の制度では十分に支援しきれない複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応するため、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築し、悩みを抱えた人・世帯に寄り添った伴走型の支援を行うことで、包括的な支援体制を整備することです。そうすることで、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、互いを尊重し合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」を目指し、仕組みをつくれるよう設けられた事業です。

本市は、重層的支援体制整備事業に取り組むことにより、市と社会福祉協議会、各種相談支援機関や地域の各種団体がこれまで以上に連携を深め、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を最大限活かせるようになります。また、各分野の制度や縦割りのハードルを下げることにより、各分野間のスムーズな連携を促し、市全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に取り組みます。

<目指すべき姿・概念の整理>

上位概念(目指すべき姿・理念)	地域共生社会の実現
大和高田市第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画	
助け合い、支え合う 笑顔あふれる福祉をめざして	
～いつまでも住み続けられるまち 大和高田～	
中位概念(目標・方針)	包括的な支援体制の整備
具体的手法	重層的支援体制整備事業の実施

2 各事業の 実施体制

本市は、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限活用しながら、包括的支援体制の構築のために充実させるべき点を考えるとともに、「重層的」という言葉であらわされるように、一体的に行う3つの支援（①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援）に係る5つの事業がそれぞれ連携し、重なり合うことで誰ひとり取り残さない体制を構築していきます。

① 相談支援（包括的相談支援事業）

施策の内容
包括的相談支援事業は、高齢・障害・子ども・生活困窮の各分野の相談支援機関において、困り事を抱える本人やその世帯の属性・相談内容等に関わらず幅広く相談を受け止めるなど、分野外の相談でもまずは受け止め、専門分野の相談支援機関等につなぐなど、関係機関との連携による対応を図ることで「断らない相談」、「切れ目のない支援」を行います。

② 多機関協働

施策の内容
多機関協働事業は、①包括的相談支援事業で受け止めた相談のうち、単独の相談支援機関や高齢・障害・子ども・生活困窮の各分野の相談支援機関間の連携のみでは対応が難しく、またこれまでどの機関でも対応できていなかった事例について、重層的支援会議（重層的支援体制整備事業において必置の会議）を開催し、支援の方向性や支援機関間の役割を整理するなど、事例全体の調整機能を行う、いわば支援者を支援する役割を担います。

③ アウトリーチ等を通じた継続的な支援

施策の内容
<p>アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業（以下「アウトリーチ等」という。）は、ひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業です。</p> <p>また、自ら支援を求めることが困難な人や、支援の必要性が高いと思われるものの、自身が抱える課題に気づいていない（セルフネグレクト）、または相談や支援を忌避している人など、潜在的な支援ニーズを抱える人も対象です。</p> <p>複合的な課題や制度の狭間にありながら支援が届いていない人・世帯を把握した場合にアウトリーチ等を実施し、支援が行き届くよう寄り添い伴走しながらつながり続ける支援を行います。</p>

施策の内容

アウトリーチ等を通じて、本人の同意が得られた場合には、多機関協働事業において、多様な支援機関等による必要なチーム支援等につなげるとともに、必要に応じて、参加支援事業による社会参加の促進や地域づくりの取組などを通じた支え合いや見守りなど、地域の社会資源とのつながりづくりに向けた伴走型の支援を実施します。

④ 参加支援

施策の内容

参加支援事業は、各分野で行われている既存の社会参加に向けた取組では対応できない狭間のニーズを抱える本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して、社会とのつながりづくりを支援します。

本人やその世帯の状況等を丁寧に把握しながら、本人と地域の様々な社会資源との調整を行います。また、既存の取組を行う団体等の地域資源に働きかけて、支援メニューの拡充や創出を図るなど、多様な支援メニューを提示することで、社会参加を支援します。

⑤ 地域づくり

施策の内容

地域づくり事業は、高齢・障害・子ども・生活困窮の各分野の地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施することにより、世代や属性を超えて住民同士が交流できる場・居場所の確保や、様々な分野の関係者が集い関係性を深める場（プラットフォーム）づくり、また、それらのコーディネート等を通じて、住民と地域の多様な活動や資源とのつながりが生まれる環境の整備を推進します。

これらの支援により、居場所・交流・参加・学びの機会を生み出し、社会参加を促すことで孤立を防ぎます。それと同時に、様々な担い手が出会い、住民主体の多様な地域活動が生まれることで、地域活動の活性化や支え合い・見守り等の取組の促進、新たな社会参加の場の創出などが自発的に生まれる地域の醸成を図ります。

3 重層的支援 会議の実施

重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるよう重層的支援会議を実施します。

重層的支援体制整備事業で規定される会議であり、関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して、プランを共有したり、プランの適切性を判断したりするために実施します。

(1) 会議の役割

① プラン作成、プランの適切性の判断

どの支援関係機関でも対応できていなかった事例等に対し、行政や各分野の相談支援事業者、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者、参加支援事業者等が支援の役割分担や目標・方向性等について十分な議論を行い、プランを作成します。また、行政と支援関係機関等が参加して、プランの適切性を判断します。

② プランに基づく支援終了等の評価

重層的支援会議で作成したプランに基づく支援終了時、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終了するか検討します。また、人口減少社会にあっても包括的な支援を行い続けるための体制整備の観点からの評価も行います。

③ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

既存の取組では対応できない支援ニーズ等に対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取組を検討します。

(2) 会議開催時期・方法

多機関協働事業者が主催し、定例開催や随時開催します。

構成員は、本市や多機関協働事業者、重層的支援体制整備事業における各事業の実施事業者及び所管課、高齢・障害・こども・生活困窮の各分野の支援関係機関、福祉サービス提供事業者、医療機関、学校等幅広く参加します。

(3) 主な検討内容

下表のとおりとします。

<重層的支援会議の主な検討内容>

開催時期	主な検討内容
プラン策定時	<ul style="list-style-type: none">・ アセスメント結果に基づく支援の方向性の整理・ 支援機関の役割分担・ 支援終了後の支援体制の検討（支援担当者の設定）等
プランの適切性の判断時	<ul style="list-style-type: none">・ アウトリーチ等支援事業や参加支援事業の支援事例に関するプランの適切性の判断
再プラン策定時	<ul style="list-style-type: none">・ プランに基づく支援に関する、必要に応じた支援方針の整理や変更、支援関係機関の役割分担の変更・ 再プラン内容の検討、実施
プランに基づく支援終了の判断時	<ul style="list-style-type: none">・ プランに基づく支援の経過と成果の評価・ 支援を終了するかどうか、フォローアップの必要性の判断・ 人口減少社会にあっても包括的な支援を行い続けるための体制整備の観点からの評価
プランに基づく支援中断の判断時	<ul style="list-style-type: none">・ 支援対象者本人との連絡が完全に取れなくなった場合等のプランに基づく支援の中断の判断

第6章 計画の推進

1 協働体制による 計画の推進

計画に基づく施策を推進していくためには、地域住民、地域住民組織、福祉サービス事業者、関係機関・団体、市社協と行政が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的な視点から各目標に取り組み、協力して活動を推進することが重要です。

このため、次のような役割のもとに協働体制による推進をめざします。

(1) 地域住民の役割

従来の福祉サービスの受益者としてだけでなく、地域福祉の担い手として主体的な役割を担うことが求められます。一人ひとりが福祉への意識を高めるとともに、地域活動やボランティアに積極的に参加し、地域資源を活用した課題解決に貢献します。また、高齢化や孤立化の課題への対応として、世代を超えた交流を促進し、地域内での協力関係を構築します。デジタル技術を活用した情報の共有や相互支援を行いながら、地域のつながりを強化し、持続可能な福祉活動を推進することが求められます。

(2) 福祉サービス事業者の役割

地域住民が適切なサービスを受けながら安心して暮らせる環境を整えるため、サービスの量と質の確保とともに、医療・介護・福祉の連携を強化し、住民が切れ目なくサービスを利用できる支援体制を整えます。また、住民と協働し、福祉への理解を深めながら、地域活動へ主体的に参加できる環境づくりに寄与します。

(3) 市社協の役割

地域福祉推進の中心的役割を担い、多様化する地域課題に対応するための柔軟な体制強化が求められます。住民や事業者とのパートナーシップを基盤に、地域住民の主体的な活動を支援すべく、人材育成、啓発活動、相談事業のさらなる推進に努めます。

(4) 市の役割

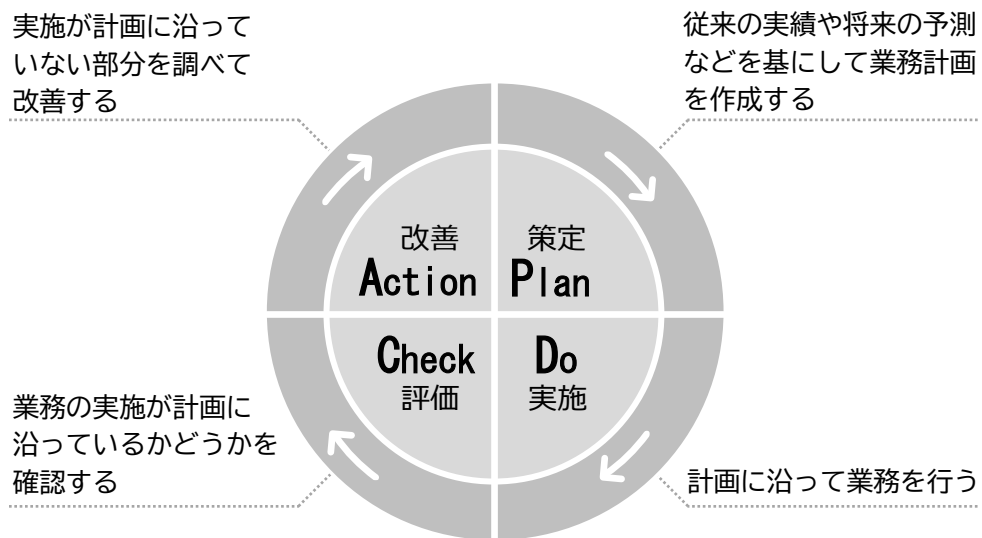
地域福祉の推進において「公助」としての責務を果たすだけでなく、住民、事業者、市社協、民間団体など多様な主体との連携強化を図り、「共助」を広げる役割を果たします。

また、複雑化する地域課題には、横断的かつ柔軟な対応が求められるため、地域住民が主体的に施策に参画できる環境を整備し、様々な課題に対する包括的支援体制を構築します。

2 計画の 評価

本計画の推進にあたっては、行政が主体となって、市社協や福祉サービス事業者、民生委員・児童委員、地域住民、地域組織、ボランティア団体等と常日頃から連携して取り組みます。

また、中間にあたる年に、地域福祉活動の取組状況の把握と本計画の施策・事業の進捗管理を庁内会議等により行うとともに、関係者等へのヒアリング等を通じて実施状況の振り返りを行うことでPDCAサイクルによる評価を実施し、施策・事業の見直しにつなげます。



資料編

1 用語解説

あ行

アウトリーチ

生活上の課題を抱えながらも自ら援助にアクセスできない人に対し、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう働きかける取り組み。

SNS（エス・エヌ・エス）

「Social-Networking-Service」の略で、インターネットのネットワークを通じて、個人間のコミュニケーションを促進する会員制サービスのこと。

NPO（エヌ・ピー・オー）法人（特定非営利活動法人）

「Non-Profit-Organization」の略で、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人のこと。不特定かつ多数のもの利益の増進に寄与することを目的に活動を行う法人であり、設立するには所轄庁に申請書を提出し、認証を受ける必要がある。

か行

協働

市民、企業、行政などの立場の異なる組織や人同士が対等な関係のもと、同じ目的のために連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取り組みのこと。

権利擁護

自らの権利や福祉のニーズを表明することが困難な高齢者や障害のある人などに代わって、援助者などが代理として権利やニーズの獲得などの支援を行うこと。

更生保護

犯罪をした人や非行のある少年が、社会生活を送る際に、円滑に社会復帰をすることができるよう、支援する仕組みのこと。

更生保護女性会

地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体のこと。

コミュニティ

共同体、共同社会のこと。本計画では、住民同士が日々の活動を通じて、連帯感や信頼関係を築き、またそのようなつながりを基に、住民が自主的に住みよい地域をつくっていく社会のことをコミュニティとしている。

さ行

自主防災組織

「自分たちの地域は自分で守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のこと。

市民後見人

市民後見人養成講座を受講し、成年後見に関する一定の知識・技術を身に付けた方の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された人のこと。

社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉に係る事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律のこと。

重層的支援体制整備事業

令和2年に改正された社会福祉法において創設された事業。住民の複雑化・複合化した困り事に対し、属性や世代を問わず包括的に支援する体制を整備するために、分野の縦割りを解消し、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。本事業の実施により、誰一人取り残さない地域共生社会の実現を目指す。

生活困窮者

現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人のこと。

成年後見制度

認知症や障害などにより判断能力が十分でない人の財産などを守り、また、日常生活において、主体性がよりよく実現されるように財産管理や日常生活上の援助をする制度のこと（後見・保佐・補助の三類型に分類される）。裁判所の審判による「法定後見」（民法に基づく）と、本人の判断能力が十分な内に候補者と契約をしておく「任意後見」（民法特別法に基づく）がある。

た行

ダブルケア

主に介護と育児が同時期に発生する状態のこと。

地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「まるごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のこと。

地域ケア会議

支援が必要な高齢者や障害のある人などに対する支援の充実と、それを支える地域づくりとを同時に進めていくため、医療や介護などの多職種が協働して個別ケースのケアマネジメント支援を作成する実務者会議のこと。

地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供していく体制と手法のこと。地域の特性に応じて、住民や専門職などの連携にもとづき、地域づくりを進めながら推進していくものとされる。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成など、様々な支援を行う機関のこと。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者のみならず、恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のこと。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力、経済的な暴力、こどもを利用した暴力が含まれる。

な行

認知症

加齢によるもの忘れではなく、様々な原因で記憶や判断力などの低下が生じる脳の状態のこと。

は行

8050問題

80代の親と自立できない事情を抱える50代の子どもの世帯が社会的に孤立してしまう問題のこと。

バリアフリー

高齢者や障害のある人などが社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去すること。物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的なものを含めたすべての障壁をなくし、自由に社会活動に参加できるようにすること。

PDCAサイクル

計画（Plan）をつくり、それを実行（Do）し、実行の結果を評価（Check）して、さらに計画の見直し（Action）を行うという一連の流れをシステムとして進めていく方法。

避難行動要支援者

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊婦、外国人などの要配慮者の内、自力で避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人のこと。

福祉教育

福祉をテーマに「共に生きる力」をはぐくむとともに、体験的な学習を通じて自発的に考え、自分なりの気づきや理解を深める教育のこと。また、地域の人たちとの出会いを通じて、地域の一員としての意識を育んでいくことも目的としている。

包括的な支援体制

制度の狭間の問題など複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応するため、地域の関係者、関係機関等と連携し、地域生活課題を抱えながらも相談に来られない者や自ら支援を求めることができない者について、地域住民の相談を包括的に受け止める場が把握できる体制を整備すること。

ボランティアセンター

ボランティアに関する人材の育成や住民活動団体などの活動に関する相談対応、活動の場の拠点となる施設のこと。

ま行

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱する特別職の地方公務員のこと。住人の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、福祉の推進に努める。また、児童福祉法の児童委員を兼ねる。

や行

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満のこどものこと。

要介護認定

介護保険サービスを利用するためには、「介護を要する状態にある」という認定を受ける必要がある。サービス利用希望者からの申請により、市町村が訪問調査結果などに基づき認定する。介護の必要度（要介護度）は「要支援1～2」「要介護1～5」に分かれる。

ユニバーサルデザイン

能力や年齢、国籍、性別などの違いを超えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行う考え方のこと。

ら行

隣保館

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的とした施設をいう。

2

大和高田市地 域福祉計画策 定委員会規則

令和2年3月23日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、大和高田市附属機関設置条例（昭和36年条例第22号）第3条の規定に基づき、大和高田市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健、医療及び福祉に関係する団体が推薦する者
- (3) 市民で構成する団体を代表する者
- (4) 商工会等産業団体を代表する者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から大和高田市地域福祉計画が策定される日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この規則の施行後最初に行われる委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3
策定委員
会名簿

区分	所属・役職	氏名（敬称略）	備考
学識経験者	天理大学 人文学部 教授	渡辺 一城	委員長
市民団体関係者	大和高田市町総代連合会 会長	増田 武雄	副委員長
学識経験者	一般社団法人 大和高田市医師会 理事	酒本 将稔	
福祉関係者	大和高田市民生児童委員協議会連合会 会長	新森 和男	
	大和高田市老人クラブ連合会 会長	北川 豊次	
	一般社団法人大和高田市手をつなぐ育成会 会長	上山 準大	
	葛城精神障害者家族会(すみれ会) 副会長	植田 千枝子	
	高田地区保護司会 監事	大嶋 浩	
市民団体関係者	大和高田市ボランティア連絡協議会 会長	早瀬 正子	
	大和高田市人権保育研究会 副会長	巽 千津子	
商工関係者	大和高田商工会議所 専務理事	勝井 康晴	

令和8年3月末現在

4 策定経過

年月日		内容
令和6年	12月6日	「大和高田市 地域福祉に関する意識調査」「第2期大和高田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定のための関係団体調査」の実施（～12月27日まで）
令和7年	3月23日	大和高田市第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画策定にかかわるワークショップ テーマ 「私たちのやまとたかだ イマとコレカラ」
	5月23日	第1回 大和高田市地域福祉計画策定委員会 ①計画策定の趣旨及び概要 ②ワークショップ報告 ③調査結果報告 ④現状と課題
	11月11日	第2回 大和高田市地域福祉計画策定委員会 ①素案について
令和8年	2月10日	第3回 大和高田市地域福祉計画策定委員会 ①計画案について検討

大和高田市第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和8(2026)年3月発行

発行：大和高田市

編集：大和高田市・社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会

大和高田市（担当：福祉部 社会福祉課）

住 所：〒635-8511 大和高田市大字大中 98 番地 4

TEL：0745-22-1101（代表）

URL：<https://www.city.yamatotakada.nara.jp/>

社会福祉法人 大和高田市社会福祉協議会

住 所：〒635-0077 奈良県大和高田市池田 418 番地の 1

TEL：0745-23-5426

URL：<https://takada-syakyo.or.jp/>
